

76-228

山方香峰著



衣食住

全

明治  
40 7 6  
内交

東京

實業之日本社發行

### 『衣食住』編纂に就て

一、今の時代は、空疎なる言説廢れて、切實なる問題の解決を希求する聲著し然れどもこれに對する恰當の著述多からざる如し、拙者『衣食住』はこの缺陷を補はんとして出でたり、唯著題の方面頗る廣くして、これを一冊子に收め難きもの多く、言ふべきこと十の二三にして止めり、究竟その大綱を提舉し得ば足れりと爲したれば也

二、人生に切實なる問題中、生活問題はわけて其の切實なるものなり、而も衣食住の三者は、生活問題中に就て更に緊切なる事件となす、本書はこの緊切なる事件中、一層緊切なる事件を列舉し、人と衣食住と相關渉する最大の事實を説示す、要するに人の生活は、その物料よりも意義に於て豊足ならしめざるべからず、本書はこの點に於て實に三たび其意を致せり

三、本書は事實を擧ぐるに急なるが爲に、生活に關する理論的方面は、記述極めて少なく、頗ぶる落莫の憾なき能はず、これ實に本書の紙數これを容さざりしによりて、理論に渉る項目は、凡てこれを筆削したるによるなり、讀者これを諒せよ

四、衣食住は人の生活の一面なり、人はこの三者の充足を以て直ちに満足すべからず、如何となれば人には更にこの以上の要求あればなり、唯本書はこれを説くことがその主たる目的にあらず、又著者がこれを言ふことの其適任者なりとも信ぜざれば、今はこの種の稱説を避けたり

五、書中に擧げたる吾邦將來の家屋制の如き、著者よりすればその嗜好上、別種の所見を有すと雖ども、本書には國民今日の生活上よりして、自然に歸到すべき情勢を看取し、論據をその予測の上に置き、又都市雜觀の如きは、全く獨立せる一問題なれども、事の家屋制と關連するもの少からざるなり、著者私案の大要をこゝに擧げたり、これに就て他日更に臆見を世に問はんと欲す

六、書中の諸材料は、これを前人の著述に得たるものあり、又友人の助力に得たるものなり、今本書刻成るに及び、敬んでその恩賚の大なるを謝す、殊にドクトル小此木信六郎氏の高見を得て、本書の内容を高め得たるは、著者の光榮とする所なり

七、本書は昨年十二月を以て稿を終り、本年一月これを印刷に附せしも、印刷と校正に多くの時月を費し、漸く本月を以てその業を終へぬ、自ら願ふに、身生放浪四十未だ家を成さず、連番他人の爲に嫁衣を製す、苦笑せざらんとするも能はざるを

覺ゆ

明治四十年五月

著者識

日常生活 衣食住 目次

第一編 住居

第一章 生活と住居……………一

  第一節 人と住居の關係……………六

    第一項 住居と健康との關係……………八

    第二項 住居と精神上の關係……………二二

  第二節 家族と住居との關係……………一五

    第一項 父子同居制……………一七

    第二項 住居と家庭……………二〇

    第三項 日本道徳と住居……………二一

    第四項 借家道徳……………二三

第二章 家屋……………二五

第一節 家屋の位置

第一項 都會生活

第一 下町生活

第二 山手生活

第三 郊外

第二項 田舎生活

第三項 山中生活

第四項 海岸生活

第五項 別荘の位置

第六項 家屋位置の撰擇

第一 土地の高低燥濕

第二 方位

第三 樹木湖沼

第四 建物及び工場の附近

二五

二五

二七

三〇

三二

三四

三七

四〇

四二

四四

四四

四六

四八

四九

第五 交通の便否

第二節 家屋の建築

第一項 人は如何なる家屋を要すべきか

第一 社會上の位置及貧富

第二 家族の關係より見て

第三 職業の關係より見て

第四 嗜好より見て

第二項 建築上の注意

第一 建築費用の豫算

第二 規模の決定

(一) 建坪の大小

(二) 材料の精粗

(三) 間取

第三 空氣と日光

目次

五〇

五一

五二

五二

五四

五七

五九

六〇

六二

六二

六四

六五

六六

六六

六七

第四 住居の便否……………七一

(一) 表門と玄関……………七二

(二) 通路……………七五

(三) 客間と應接所……………七五

(四) 居間と寢室……………七七

(五) 書齋……………七七

(六) 小兒室と隠居所……………七八

(七) 臺所と勝手口……………七八

(八) 浴室物置便所……………七九

(九) 庭園と中庭……………八〇

(十) 二階家……………八〇

第三項 如何にして家屋を建築すべきや……………八二

第一 隨意工事と受負工事……………八二

第二 製圖と仕様書……………八四

第三 工事監督者……………八八

第三節 借家生活……………八九

第一項 借家の撰擇法……………八九

第一 場所……………九二

第二 間取……………九三

第三 家賃……………九五

第二項 借家に關する雜事……………九七

第一 家宅賃貸の慣例……………九七

第二 貸家案内……………九八

第三章 家屋の美術的方面……………一〇一

第一節 建築美……………一〇一

第一項 其内容……………一〇一

(一) 床ノ間……………一〇四

(二) 違棚……………一〇六

(三) 附書院……………一〇六

(四) 欄間……………一〇七

第一	家屋の外観	.....	一一一
第二	家屋と外景との関係	.....	一一六
第一	園藝と盆景	.....	一一五
第一	形式を主とせる盆景	.....	一一七
第一	流派	.....	一二七
第二	室内装飾	.....	一一九
第一	繪畫装飾	.....	一二九
第二	その他の装飾	.....	一二三
第一	床飾	.....	一二四
第二	机飾	.....	一二五
第一	形状と高低	.....	一一八
第二	色彩	.....	一二八
第一	襖	.....	一二〇
第二	掛幅	.....	一二二
第三	額	.....	一二三
第四	屏風	.....	一二三
第一	天井	.....	一〇九
第二	襖	.....	一一〇
第三	障子	.....	一一〇
第四	杉戸	.....	一一〇
第五	椽	.....	一一一
第六	壁	.....	一〇七
第七	疊	.....	一〇八
第八	軒先き	.....	一一四
第九	屋根	.....	一一二
第十	軒先き	.....	一一四
第十一	屋根葺き様	.....	一一五
第十二	家の高さ	.....	一二五
第十三	位置	.....	一二七

第一	形状と高低	.....	一一八
第二	色彩	.....	一二八
第一	襖	.....	一二〇
第二	掛幅	.....	一二二
第三	額	.....	一二三
第四	屏風	.....	一二三
第一	天井	.....	一〇九
第二	襖	.....	一一〇
第三	障子	.....	一一〇
第四	杉戸	.....	一一〇
第五	椽	.....	一一一
第六	壁	.....	一〇七
第七	疊	.....	一〇八
第八	軒先き	.....	一一四
第九	屋根	.....	一一二
第十	軒先き	.....	一一四
第十一	屋根葺き様	.....	一一五
第十二	家の高さ	.....	一二五
第十三	位置	.....	一二七
第一	園藝と盆景	.....	一一五
第一	形式を主とせる盆景	.....	一一七
第一	流派	.....	一二七
第二	室内装飾	.....	一一九
第一	繪畫装飾	.....	一二九
第二	その他の装飾	.....	一二三
第一	床飾	.....	一二四
第二	机飾	.....	一二五

第二項 寫景を主とする盆景

(二)	器具	一三八
(三)	砂石	一三八
(四)	打方	一三〇
(一)	土	一三一
(二)	石	一三二
(三)	草木	一三二
(四)	山	一三三

第二項 盆栽

(一)	盆	一三四
(二)	盆臺	一三四
(三)	置床	一三四

第四節 庭園

第一項	家屋と庭園との關係	一三五
-----	-----------	-----

第二項 日本庭園

第一	地形	一三九
第二	風土氣候	一四〇
第三	種類	一四一

第三項 種類

(一)	寫實	一四二
(二)	詩趣攝取	一四三
(三)	匠心	一四四
(四)	形式	一四四
(五)	寫景	一四四
(六)	築山	一四七
(七)	平庭	一四七
(八)	茶庭	一四七

第四項 築庭法一斑

(一)	築山	一四七
(二)	平庭	一五二



第四章 日本の家屋制

第一節 日本家屋制の沿革

第一項 日本古代の家屋制

第二項 中古の家屋制

第三項 近古の家屋制

第四項 近代の家屋制

第二節 現代の家屋制

第一項 明治の家屋制

第一 和洋兩用式

第二 和洋折衷式

第三 日本造

(一) 宮殿造

(二) 書院造

(三) 普通の造家式

茶庭

町家造

茶室造

一五三

一六一

一六一

一六四

一六八

一七〇

一七三

一七三

一八〇

一九四

一九四

一九四

一九四

一九五

第二項 将来の家屋制

第一 材料

第二 方式

第三 構造

(一) 地形

(二) 土臺

(三) 構造の外形

(四) 構造の内容

(五) 家屋の局部

第四 其他の問題

(一) 育兒

(二) 養老

(三) 來賓

町家造

茶室造

二〇八

二〇八

二一九

二二〇

二二三

二三四

二二五

二二六

二二六

二二六

二二六

二二六

二二八

二二九

二三〇

二三一

(四) 眠食……………二三一

附 住居の改良談 (ドクトル小此木信六郎氏)……………二三二

第五章 家屋雜觀……………二三九

第一節 市街の家屋觀……………二三九

第一項 東京市の家屋觀……………二三九

(一) 地形……………二四〇

(二) 道路……………二四一

(三) 家屋……………二四一

第二項 市の家屋制……………二四二

第二節 家屋と震災……………二四五

第一項 家屋と火災……………二四五

第二項 家屋と震災……………二四七

第二編

第六章 衣服の概説……………二五一

第一節 人と衣服の關係……………二五一

第一項 衣服の需用上價值……………二五二

第二項 衣服の國民的特性……………二五四

第三項 衣服と兩性區分……………二五七

第二節 時代と衣服……………二五九

第一項 古代の服裝……………二五九

第二項 唐風摸倣後の服裝……………二六一

第三項 武門時代の服裝……………二六六

第四項 現代の服裝……………二六八

第一 男子の服裝……………二六九

第二 女子の服裝……………二七二

第五項 將來の衣服制度……………二七四

第三節 衣服と品性及び禮儀……………二八〇

第一項 衣服の精神に及ぼす影響……………二八〇

第二項 服装の階級的區別……………二八三

第三項 服装上奢侈に對する觀察……………二八七

第七章 生活と衣服……………二九一

第一節 衣服の實用方面……………二九一

第一項 衛生上より見たる衣服……………二九二

第一 人躰に於ける皮膚の作用……………二九二

第二 衣服の原質とその主能……………二九五

(一) 木綿……………二九五

(二) 麻布……………二九六

(三) 絹……………二九六

(四) 毛織物……………二九七

第三 服装上の注意……………二九九

第二項 操作上より見たる衣服……………三〇〇

(一) 行歩操作の便宜……………二八〇

(二) 生活状態との關係……………三〇二

第三項 經濟上より見たる衣服……………三〇二

第一 衣服の新調……………三〇三

(一) 買入……………三〇三

(二) 地質……………三〇四

(三) 裁縫……………三〇六

第二 衣服の整理……………三〇七

(一) 洗濯……………三〇七

一 乾燥洗濯法……………三〇七

二 水濕洗濯法……………三〇九

三 西洋洗濯法……………三一

汚ぬき……………三一二

色揚げ……………三二四

仕上げ法……………三二四

(五) 保存方法……………三二六

第二章 裝飾としての衣服 ..... 三二八

第一項 衣服の外観 ..... 三二八

第一 物料固有の色澤 ..... 三二九

第二 色彩模様 ..... 三三〇

(一) 色彩 ..... 三三一

(二) 模様 ..... 三三四

第三 風姿 ..... 三三五

第二項 嗜好と流行 ..... 三三六

第一 嗜好 ..... 三三六

第二 流行 ..... 三三八

第三編 食物

第八章 食物概説 ..... 三三九

第一節 人體と食物 ..... 三三九

第一項 消化機の組織及び系統 ..... 三三九

第二項 人體に要むる營養物及びその定量 ..... 三三四

第二節 體質と食物 ..... 三三九

第一項 健康状態にある人體の要求する食物 ..... 三三九

第二項 病體の食物 ..... 三四〇

- (一) 小兒 ..... 三四〇
- (二) 老衰者 ..... 三四五
- (三) 妊婦 ..... 三四七
- (四) 病者 ..... 三四七

第三節 食物衛生 ..... 三五一

第一項 如何にして消化を容易ならしむべきか ..... 三五一

第二項 食物の成分とその可消化性 ..... 三五四

- (一) 穀菽蔬菜 ..... 三五四
- (二) 果實及菌類 ..... 三六〇
- (三) 魚肉 ..... 三六二
- (四) 鳥肉 ..... 三六八
- (五) 獸肉 ..... 三七〇

第三項 飲用水及び嗜好品と香味料

第一 飲用水	水性	三三三
	水溫	三七五
	清淨法	三七五
第二 嗜好品	味噌	三七七
	醬油	三七八
	酢	三七八
	食鹽	三八〇
	砂糖	三八一
	茶	三八二
	珈琲	三八四
	酒	三八五
一 鯉節		三八五

第四項 毒物

二 昆布	三八六
三 椎茸	三八六
第一 有毒の食物	三八七
(一) 魚の中毒	三八八
(二) 毒菌	三八九
(三) その他の有毒植物	三九一
(四) 色素の毒	三九一
(五) 有毒の器具	三九二
第二 有害食物	三九三
(一) 病菌を有する食物	三九三
(二) 腐敗せる食物	三九三
(三) 病死せる鳥獸肉	三九四
第三 有害嗜好品	三九四

第九章 食物と嗜好

第三 有害嗜好品	三九九
----------	-----

第一節 日本料理……………三九九

第一項 日本料理の沿革……………四〇〇

第二項 日本料理の種類……………四〇三

第一 本會席……………四〇三

第二 茶懷石……………四一三

第三 卓袱料理……………四一六

第四 茶屋料理……………四二〇

會席……………四二二

衛生料理……………四二六

うまい物屋……………四二六

即席料理……………四二六

蒲焼天麩羅……………四二六

鳥料理……………四二七

牛豚肉料理……………四二七

第三項 將來の日本料理……………四二八

(一) 和洋折衷……………四三四

(二) 肉類の利用……………四三五

(三) 日本料理特色の保存……………四三六

第二節 支那料理と洋食……………四三八

第一項 支那料理……………四三八

第二項 洋食……………四四一

第三節 家庭料理……………四四三

第一項 家庭料理の必要……………四四三

第二項 家庭料理の原則……………四四七

第一 家庭料理は經濟的ならざるべからず……………四四八

(一) 材料の買入……………四四九

(二) 材料の使用及保存……………四五一

(三) 金錢の仕拂法……………四五二

第二 時間と勞力を節すべし……………四五四

(一) 臺所の構造……………四五四

(二)	火力と飲用水	四五五
(三)	器什	四五五
(四)	献立表	四五五
(五)	調理上の整備	四五五
第三	家庭料理は趣味多きものならざるべからず	四六六
(一)	家庭の協睦	四六六
(二)	調理の巧妙	四六六
(三)	原料の精良	四六六
第四	家庭料理は滋養に富むものならざるべからず	四六八
(一)	材料の清新	四六八
(二)	材料の變化	四六九
(三)	材料の産地	四七〇

### 日常生活衣食住目次終

## 日常生活衣食住

山方香峰 著

### 第一篇 住居

#### 第一章 生活と住居

史に所謂木處して顛ず、土居して病むといふは、上古の生活状態なり、こゝに於て始めて住宅あり、人の住宅は衣食と併せて、其消極的意義には、單に生命保持といふに過ぎず、元來人の生活といふは、これに僅少の意義を附することあり、又多大の意義を加ふることあり、成るべく生活をして多意義ならしむるは萬人の望む所なれども、其物質的方面には時として最低度の意義に満足せざるべからざる場合あり、唯如何に最低度と雖も、衣食住の三者を缺くべからざるは、人の有する體質自らの結果なりとす。

衣食住三者の生活に於ける關係は、全く不可分的にして之を輕重すべからずと雖

も、其性質効用趣味意義等の各大なる殊別あるは、一種の興味を有すといふべき也、食物の消費的性質を帯ぶるだけに、一日食せざれば飢るといふは自然の結果なり、住居の最も耐久の性質を有するだけに、最後に來るべき生活的要求たることも自然の順序なるべし、衣服はこの兩方面に於て恰もその中間に在り、故に普通生活の意義を現はすに、衣食の二字を以てし、住居を以て最も後にあるべき需用となし、或はこれを當面の生活法より見て、間接の關係と見做すものあるに似たり、これ人の生活を立ん坊の生活程度に引下げたる見解なり、立ん坊の生活程度は、生活の最小限にあらざりしてそのコンマ以下なり、勿論彼等と雖も日日飢へざる程度に食ひ寒からざる程度に衣るなるべし、されども彼等には住居なし、定まりたる身心の休息所なし、妻子なし、妻子を庇護する家庭なし、これ明に人類の享有すべき最低度の生活さへ満足ならざるものにあらずや、これ等の事實よりしても、人の生活狀態中、住居はその日々の生活に痛切の關涉を有せざるに似たるも、生活なるもの全體に關する多大の意義を有するものたる、と知らる、住所は得ざれば死すといふ如き、時々刻々に有する需用にあらざり、されどもこの一を缺くときは、その生活は人類の生活法たらずして、動物的生活狀態に歸せざる能はず、こゝに於て住居の有する生活

的意義は物質的關係よりも却て精神的關涉多き傾向を表示す

今需用上の緩急より論せば、食物を第一とし、衣服之に次ぎ、住居又之に次ぐ、即ち物質的意義の加はる程、體質消長と密接の關係を生じ、精神的意義の加はる程、その物は耐久の性質を帯ぶ、故に住居の生活上に於ける特質を擧ぐれば

- 一、性質の固着的なること
- 二、その内容の家族的なること
- 三、その意義の精神的なること
- 四、その効用の耐久なること
- 五、その趣味の美術的なること

是れ也

何をかその固着的となす  
曰く、住居の性質は移動すべからざるものなり、又移動すべからざる所に其特色を存せり、元來人の生活は變化し易く、人の踪跡も亦移動し易し、水艸を逐ふて遷徙する蠻民より、遺利を尋ねて居を移す商賈、事業家に到るまで、飛絮轉蓬の如く、藻の花や今日は此方の岸に咲く、所謂買人利を重じて別離を輕ずるもの所在皆是れ也、然



も住居の固着的なるが故に、よく家庭なるものを造り、その燕南鴻北定りなき蹤跡を勤住して、こゝに父母夫妻昆弟子姪の團樂を得、人の愛郷心あるも、これに基づき愛國心といふも亦一端をこれに發す、これ住居の固着的なるに生ずる利益なり

何をかその家族的となす

曰く、一匙の食は同時に二人を養ふ能はず、一幅の衣は同時に二人を包む能はず、唯これ一椽の茅屋山坂にあり、風雨蒿萊を鎖すといふも、尙一家の眠食を庇ふて、餘あり郭家の親仁里家人三千一屋を共にすといふならずや、よしや玉家の富窟の如く金銀を以て屋となし、沈香を以て軒檻となし、碱硃を以て地に登し、錦文石を以て柱礎とせざるも、焦先が結草の廬、張融が岸上の舟、優に一家數口の人を栖ましむべし、これ住居の家族的なるに生ずる利益なり

何をかその精神的となすか

曰く、衣服は身を覆ふのみ、食物は口を養ふのみ、共に人の精神と相渉るもの極めて少し、ひとり住居に立つては心の城廓なり、その覃思凝念も、これに於てし、修靜工夫も亦これに於てす、これ住居の精神的なるより生ずる利益なり

何をかその耐久のとなすか

曰く、物の質はよし不變なるも、物の形の永劫に亘りて渝らざるもの一も有ることなし、住居は唯他の生活品に比してヤ、耐久なるのみ、住居の耐久といふも、もとの材料に關してなれば、鐵骨石皮といふ如き建築法の、木造の日本家屋に較べて一層耐久なるはいふまでもなければ、木造の日本家屋とても、尙五十年七十年、人一代の生命よりもその保存期永し、この耐久なるは、その固着的なると共に住居の性質の各一面にして、これが爲に人の生活をして永遠の意義あらしむるのみならず、門閥の繼承家聲の持續善行の積重等皆これを以て若干の力を保たしむるなり、これ住居の耐久なるより生ずる利益なり

何をかその美術的となすか

曰く、美術は凡て公共的性質を帶ぶ、富人の古名畫古彫刻を私藏して世に出ださざるは大なる不心得たり、唯美術中に於て、建築の一に屬する住居のみは、全く私有の性質を有すなり、故にこれによりてよき娛樂を享有するのみならず、趣味の發達を助くる効用亦決して少なからず、これ住居の美術的なるより生ずる利益なり

この五者は、單に住居の生活面に於ける性能一部の解釋のみ、他は各分節に到つて尙多少の跼足を添へん

## 第一節 人と住居の關係

生活の意義よりして住居の性質は、前節に少しく述べたり、こゝには更に人と住居の直接なる關係をいふべし、されども住居の人に於ける關係は、もと生活を離れて何等の意義あるものにあらず、人の住居を要するは、その衣食を要するとひとしく、唯生活上の需要に基きてのみ故に人と住居の關係をいふも、多くは前節の説き盡さざる點か、さらはずはその説きたる點を再説詳説するに過ぎず

人と住居の關係に二方面あり、一はその健康の上より見たるもの、他はその精神の上より見たるものなり、この篇は主として筆をこの二方面に着く、但しその何れよりするも、生活問題を離れざるは勿論のことなり

在昔、二神の天浮橋に立たせ給ふとき、鶴鶴の尾を揺すを見て男女婚嫁の理を諭り給ふと傳ふ、されども家屋を構ふることの、何に式とりて然るかを更に説明せず、

元來生活上の要求の前後よりすれば、飲食あり、衣服ありて後に住居ありしなるべしと考ふるも、元始の状態は今審にすること能はず、とにかくこの際の住居なるものは、天孫族を除くの外、他は悉く土窟に栖息したりしこと、古史と古言語のひとしく示す所なり、即ち人の生活状態に就ていへば、住居はその原始期に於て、最も簡單素樸のものなりしなるべく、文明の進歩と共に、次第に著しく發達せるものならん、尤も獨り住居のみならず、各般の設備皆時代の文野によりて、明にその程度を劃し得べきも、衣食の如きは必ずしも然らず、或程度まで進歩したる後は、風俗好尚に連れて一正一反、その流行を繰返すのみ、住居の時を逐ふて遞次に進み來る、其順序正しき比にはあらず、これ住居の固着的、耐久的なる性質は、輕々しく時の好尚に左右せられざると、又一にはその多費を要する、一時苟且の造營をなすが如き事情少きとに因するなるべし

住居は主として一家の生活状態に基く、故に一時の流行に動かされず、然れども一面には比較的大なる費用を要す、故にその材料はその時の供給する物料に限らる、且つ嗜好上の採否といふもその範圍頗る狭し、若しその國民的傾向をいへば、日本家屋は、清楚、都雅、光潔を尙とび、貴族、政治の遺物たる、奈良朝式、平安朝式、室町式、桃山

式の建築物を除けば、莊嚴宏大の建築物に乏しいといふべきなり、その他に於て大なる特色を見出さず

次には人と住居の二方面に就ていふべし

### 第一項 住居と健康との關係

或意味よりいへば、刻楸丹楹の美も、華門圭竇の陋も、ひとしく膝を容るゝ安きを求むるに過ぎず、故に繡戸雕甍の下にあるもの、其夢穩にして、斐牖繩樞の子、その魂安からずといふに、あらず、陋室の銘に、いはずや、斯是陋室、維吾德馨と、然れども、普通に解せば、住居の華潔はその穢陋に勝り、宏大は激隘に勝り、河山の勝は陋巷の栖に勝る、これひとり人の嗜慾を充たす點に於ていふのみならず、健康上の要求亦自ら然らざるを得ざれば也

葯房蘭室、異材を鳩めて工を起すは奢侈といふべし、然れども床をして高からしめ、室をして廣からしめ、窓をして大ならしむるは、決して奢侈を以て目すべからず、こ

れ人の健康に適すればなり、今健康上の要求を擧ぐれば

第一、土地建築の共に高燥なるを要す

第二、日光空氣の普及流通自在なるを要す

第三、室内及び庭園は運動に適するものたらざるべからず

第四、塵芥溝渠又は動物の生息所、工場、停車場等に遠ざかるを要す

第五、惡臭奇響を發する場所に接近すべからず

住居の直接の目的は人の健康を保つに在り、その風雨を凌ぎ寒暑を防ぐといふも、凡て健康上の要求なり、唯如何なる場合も決してこれに違背すべからずといふにはあらず

一、經濟上の制約がこれを自由ならしめざることをあり

二、處世上の便宜がこれと矛盾することもあり

三、體軀鍛練の必要はことさら之に違背せしむることあり

四、精神修養上の工夫はこれを蔑視せしむることあり

五、美術上の粧飾はこれに乖戾することあり

(一)生活の物質的方面は、必らず金錢問題と連繫す、即ち吾人の要する物料は、一物と

して無代價なるものなし、無制限に廣普する日光空氣の如きも、時としては高き代價を拂はざれば得られざることあり、況んや他物をや、殊に住居の如く、衣食に比して多費を要する生活物は、經濟上の制約を受くること亦尋常ならずして、空氣の容積を基準とする室の高さも、日光を延かんとして穿ち窓の大さも、皆この約束の下に立たざるべからず、故に人身衛生の方則に準據して、一切の設備を爲せる住居の如きは、事實の上に容易に見るべからず、他は盡くその缺陷を明に認取しつゝ、已むを得ず、これに生息するなり、これ健康上第一の瑕瑾なり

(二) 郊外生活よしといふも、市街生活を爲さざるべからざることあり、大工場附近は衛生に適せずといふも、この工場内に十時間以上の労働を續くることあり、これ多く處世上の便宜と、衛生上の方則と矛盾する場合にかゝる、かく矛盾を知りつゝ、猶その生活法を改め得ざるは、これ健康上第二の瑕瑾なり

(三) 人は必ずしも順便安穩なる境涯にのみあるべきものならず、時としては危険を冒すことあり、艱難に處することあり、貧寒と闘ふことあり、而してこれ等の奮闘的生涯は、先づ體軀の強健なるを要し、意思の堅實なるを要す、こゝに於て體軀の鍛鍊は、殊に必要なり、即ち粗食惡衣に甘ずる慣習を造るは勿論、或は天幕内の生活、又露

天の生活をも試みざるべからず、これ明に衛生上の方則に違背すと雖も、人生の大意義は、更にこの方則に超絶したるものなるを知らざるべからず

(四) 精神修養の工夫が、時に衛生上の方則を蔑視すること、亦同じくこの理に基づく、元來衛生上の方則といふは、生活上の現状維持を目的とす、然も精神修養といふが如きは、これよりも絶大絶高の目的を以て爲さるゝものなり、故に勢ひ之に俯事すること能はず、その相乖戾するに至るは、自然の徑路のみ、然れども印度教信者の難行苦行の如きは、これ一種の病的信仰なり、人の心神の安立は、かくまで肉體を壓迫せずとも、猶これを求むる餘地あるべきことなり、即ち人の最も高上なる且つ完全なる安心法は、心身兩存の上にあるべし、身體は生命の外殼なれども、その奴僕とはいふべからざるなり

(五) 若し單に衛生の一側よりせば、嗜好趣味に合する美術の方面は、往々にしてその方則に違背することを認めん、壁は濕氣を含み易くして、甍は病菌の栖息に適するものならん、又樹木の繁陰、苔むしたる石、蘆葦生ぜし池の如き、皆不健康物なり、要するに趣味は新らしき殖民地に生ぜず、又新らしき住居に生ぜず、已に古色蒼然といふ、その字面に、方に不健康の意味を現はせるならずや、然れどもこれ等の取捨は、多

少の程度問題なり如何となれば衛生の方則は直ちに萬有の方則にあらざればなり

### 第二項 住居と精神上の關係

住居は人體の安息所たるのみならず又心の城廓なり故に國民的嗜好及び個人の資性が直ちに住居の上に現はるゝのみならず住居の人心に與ふる影響亦決して少なからず故に住居は

- 一に高敞明潔なるを要す
- 二に壯大なるを要す
- 三に間雅なるを要す
- 四に趣味多きを要す

邦人自ら賤めて島國的といふこれ壯大雍容なる大陸的氣象を缺くといふ意なり地氣の人を移す實に此の如く大なるものあり況んや常に眠食する所の住居に於てをや憂鬱に沈む人の日光を避くるが如き陰險なる人の獨居を喜ぶ如き人の性

已に居を擇ぶなり故に居を以て人を化する亦若干の效果なしといふべからず即ち人の住居は一に高敞にして四面洞開せる隱秘する所なきものを撰擇すべし君子は屋漏に恥ぢずこれ君子人にして後に可なり庸人は高敞の室隱隠し難き地にありて誠實なる心を蓄ひ高明なる行事に嫻ふをよしとす一物蔽ふなきは人性の美所なり隱諱する所ありといふこれ已に罪譴の伏する所咎責の隨ふ所ならずや吾人はこゝに於て開放的なる日本家屋の構造に與みす

次に住居は精緻なる小家屋よりも粗造なる大建築をよしとす門戸は壯大なるべし堂室は廣豁なるべしこれ栖む人の氣象に關すること大なれば也待合式の猥瑣なる建築は如何にしても罪惡を營むに屈強の場所に適す決して天下の事を談ずる廟堂の大なるに當るに足らず明治年代に於ける政界の腐敗は恐らく待合に於て國事を劃策したるに因せん家庭に於ても小房室を多く有する家庭は決して健全なる状態を保ち得ざるなりこれ小房室は劣惡なる人性の欠點を助長する一種の温室なればなり

次に住居は閑雅幽靜なるを要すこれ主として心の安息の爲め也その修養の爲め也覃思構想の爲め也又讀書の爲め也物と物と軋る聲人と人と争ふ聲放慢の聲懶

惰の聲、淫邪の聲の徹するあたりは、決して人の住居として適せざる也。田舎生活の人は姑らく論ぜず、都會に住む程のものは物の刺激に忙殺せらるる家であれば家人と争ひ隣人と争ひ、公會には治者と争ひ、公衆と争ひ、道途には電車と争ひ、行人と争はざるべからず、唯、閑靜の生活を貪るはその燕居の時、書齋にある時のみ、故に住居に閑雅幽靜の地を擇ぶは、心の無限の休息なり、又随つて發狂人とならぬ、用心なり。

物質的文明の進歩は、或意味にて趣味の破壊にひとし、山は削られ、川は埋められ、並木のかわりに電信柱立ち、茅葺の屋根壊られて赤煉瓦の建築建つ、市中に簇立する巨大の烟突は、趣味破壊の喊聲と、毒烟とを盛にあげ、汽船、鐵道、電車といふが如きもの、若しこれを人の審美眼よりせば、盡く甲冑を撰せる妖怪にあらざるなし、この汚れし空氣に遠ざかれる片山里の自然の光景ならずば、凡そ屋外に於て吾人の眼に觸るゝもの、一として吾人の趣味を満足せしむるものなし、この上若しその居宅が没趣味ならば、人は次第に伶俐なる猿猴と化し去るべきのみ、故に居宅はその娛樂以上實に趣味の地ならざるべからず、寸緋尺幅と一木一石とは共に問はず亦必ず趣味を主とせる多少の設備なかるべからず。

## 第二節 家族と住居の關係

家族と住居の關係は、家庭の見地よりして大題目となり、更に道德の見地よりして一層の大題となる。

日本の國家組織は、歴史上よりして家長政治なり、又族長政治なり、従つてその社會組織も亦家族主義を以て生命となせり、百事支那に依倣せる、日本中古の文物、制度が彼の毛羽の美をとりて、吾が骨髓の眞を捨てざりしは、實に巧妙なる技術といふべし、故を以て支那の個人主義は、孔孟の儒術、隋唐の制度、宋元の佛法とに取殘されて、一衣帶水を渡りて東せざりしなり、この家長政治は、わけて武門の治世に至りて一層鞏固となれり、家族を以て社會組織の最單位となす基礎も、この時に於て益々發達せり、然も生活方面に於て、主としてこの影響を受けたるは、所謂住居制なり、即

ち、家族の共同生活なり、家長の獨裁政治なり、その嫡子相續權なり、こゝに詳説する必要なきも、支那に於ける個人主義は、歐米のそれとは逕庭あり、支那人は國家組織の上は個人主義を以て立てども、彼の家族制度は、之を包容してその一分子となせり、獨り支那のみならず、如何に極端なる個人主義を主張する國民と雖も、獨居は人類の性として喜ぶべきものならねば、必ず此處に家族の團樂を見るべく、夫婦はその最單位として、同じ屋廬の下に眠るべき也、唯家族集團の上に父子同居と父子別居の差を見るにとゞまる、而して父子同居は、日本古來よりの因襲なり、又特色なり。

生活方面に於て、單に衣食の需用よりせば、社會は必ず個人主義に歸着すべし、如何とすれば衣食の需むるところは、家族集團の上に何等の關涉を有せざればなり、唯それ住居制は、一屋の下に、全家族を包容する、如く造られしを以て、これによつて生活方面の一側よりして、家族間の結合を密にしたると思はる、こゝに於て住居は、心身の安息所といふに止らず、別に人生上多大の意義なるを覺ゆ。

かくの如く國土によりて國民の繋がるよりも強く、住居によりて家族は繋がるなり、更に詳にいへば、全家族の同居制は、住居制に因するは勿論なれども、日本の米食

はこの制度に少からざる關係を有す、米食が家族同居制の一因たりといふは、頗る奇異の見到に似たれど、實は然らず、同爨といふ二字が古來より同居を現はす文字たるによりても、其意義は解し得られんなり、元來米食は繁雜なる調食法なり、數百人の食事を同時に調へんは難事にして、一人一食を調へんにも亦極めて煩勞也、故に米食の炊爨法は、恰も一家族の調食法として適當なりとすべし、即ちこれ等の事情は多少全家族同居制の成立を助けしならん、詳しくはこれを食物の篇に述べん。

### 第一項 父子同居制

前節に述たる如く、日本の家族制は、ひとり住居制に原因を發せるならずと雖も、その住居制は家族制と相俟つて、日本社會の特色を組成せる也、特色とは何ぞ、父子同居制即ち是れ也。

父子同居制は、家長政治に伴ふ自然の制度なり、故に、一面には無限の服従を強ゆる傾向あると共に、他の一面には、絶対の主權を確立するに似たり、されども是れ形式

の上よりいへるのみ、父子兄弟の間に、これ等個人の権利義務を分別する所の文字を使用するさへ、已に不祥の意義を有す、血族間は法律の支配外たるべし、法律は利害の觀念を以てその基本となす、血族間には利害をいふべきものにあらざ、換言すれば、同族全體の利害あるも、個人の利害存すべからざる等なり、故に絶對の主權といふも、無限の服従といふも、血族間に於ける人性自然の發露にして、決して他人より是非の喙を容るべき餘地を有せず、兄弟牆に闘げとも外その侮を禦ぐ、兄弟尙然り、況んや父子に於てをや、國家の上に於ける家長政治の弊は或は之れ有らん、然れども家族制度の上には、吾人何等の弊あるを認めず

父子同居制は吾が家長政治の特色なり、又美所なり、或は之を以て新舊兩思想の衝突、一家不和の動機の如く見做すものあれども、これ日本の歴史を無視し、併せて日本の道徳法を無視するものなり、如何にも、今日、日本の如く、時代を以て、智識の新舊寡多を劃すべき時代にありては、父母と子婦とは、教育を殊にし、趣味を殊にし、凡ての點に於て、一致すること能はざる點、あらん、然れども是れ敢て今日のみ然りと、いふにあらず、老境頹唐の人と、少壯新銳の士とは、決して一致すべきものにあらず、若しこの二者に一致あらば、世界の前途は、只退歩あるべきのみ、故に吾人はこの不

一致を以て事實と認め、然れども之が爲に父子同居制を破壊するの要を見ず、若し如何にして之に處せんといはば、吾人は唯その子婦たるものをして、父母の前に屈從せよといはんのみ

子として、又その子の婦として、父母の前に屈從するは美德なり、吾人は必ずしも日本に於ける舊道徳の凡てを謳歌するものにあらずと雖も、子婦が父母の爲に掃ふ犧牲は成るべく、大に成るべく、高く成るべく、美ならんことを望む、人生の最大意義は、放恣にあらず、僣蹇にあらず、輕浮なる尊大、躁急なる自由にあらず、唯物と人とに接する謙和の徳と、事ふる所に犧牲たる絶大の勇氣に在り、故に父母の爲に犧牲たる如きは、固と人の望んで爲すべき所のものにして、婉容、媪色、唯後れざらんことを勉むべし、何の暇ありてか、又父子別居論を唱ふる要あるべき

日本今日の風氣は、強健、熱誠なる自主の精神をも、缺き、又謙和、溫恭なる行道の操守をも、缺く、況んや父子別居制を行ふ時は、これ奔馬に鞭つ類にして、更に弊の歸する所を知らざるなり、吾人敢て時世の爲に特に之をいふにあらずと雖も、父子同居制は何時までも之を存立せしめたまふものと考ふ



## 第二項 住居と家庭

夫婦を以て家庭の中心となすと、父母を以て家庭の中心となすと、何れが楽しきかは社會及家庭の状態によりて相違あるべし、唯日本の如き國狀にありては、父母を以て家庭の中心となすこと、その全家族の幸福なりといふに躊躇せず、如何となれば、父母は全家族の源泉にして、父母に於て衆心が一致をなせばなり。

家庭を夫妻の間に限るは餘に窮屈なり、若しかくすれば、一家に不和の事情少しといふか又必ずしも然らざるなり、今性を縦して、その心に任せんには、夫婦の親と雖ども白眼相見るの日少からざるべく、抑損謙退して性を乘る和易ならんには、衆人と俱に居りて忤ふことなからんなり、元來家庭とは同じ血液が脈管を流るゝ人々の相集りて、現社會以外に造られたる一の樂園ならざるべからず、故に父母を中心としての家庭を造らば、そは一層多意義にして又多趣味なるべく、所謂父母共存天下樂なる一大樂趣に歸到せん也。

こゝに於て研究すべきは、日本の住居は家庭を作るに適せるか否かの問題なり、さ

りながら是れ人々の心に描く家庭の意義によりて、其答案も區々に涉らざるを得ず、若し歐米の如き家庭を作らんには、日本の住居は餘に開放的にして、殊に新婚の夜の花束の香の失せざる新生活の日に於て、甘き酒の如きその樂を味ふには、適せざるものとせざるべからず、日本の住居は何處迄も日本的なり、日本の家庭的なり、父母を中心とせる家庭の状態には相應せんも、夫婦關係によりて二人の個人主義者を結合せる、歐米の生活法には相應せざるなり、この彼に相應しからぬ所、即ち殊にその日本の特色を發揮し盡せるなり。

## 第三項 日本道徳と住居

この故に、日本の住居は斯の如き日本道徳法と一致し、且つこれを實現す。

第一、父母を家庭の中心とし、最上の主權者となし、兄弟子姪、夫妻は、皆これに向つて無限の尊敬を拂ひ、且つ無限の服従を表す。

第二、家族の間には利害の矛盾なきを以て其制度の特色とし、且つ家族主義道徳

法の歸趣となす

第三財産は共通にして、その分配消費は家長の特權に屬す

第四個人の操守は眞摯熱誠なる獨立自主にあれども、家族としての徳義はその

温恭謙和服従にしてよく一家に同化するに在り

第五一家協同の大義はその喜憂を分つにあり、利害を同ふするにあり、相獎勵して道に至るにあり

第六良好なる生活状態、即ち心身兩面の満足を主とすること、又家族道德主要の條件たり、故に勤勉職業に對する忠實心、儉素節約等は、勉めて依違せざるべからず

第七家門の名譽は、祖先に對し、又子孫に對する義務の一なり、故に一人の失行は、兩様の罪惡を意味す

かゝる思想は今日に於て頗る稀薄となりし如しと雖も、日本古來より傳承せる道德的眞髓は、全くこれ等の邊に存せり、これを保存し培養し、且つ發展せしむるは、吾人の今日に勉むべき所のものたるべしと考ふ

#### 第四項 借家道德

住居の日本道德と關係淺からざる所以を説くに當りて、勢ひ一言借家道德に及ばざるべからず、借家道德とは吾人が假に名けし稱呼なり、即ち借家生活が現代の道德を頽廢せしむる一因たるを辯せんとするなり、今その要點のみを左に概説す

一借家は一家の生活状態に適合せざるより、種々なる破綻、不快等の所因となり、延て一家の和睦を破るに至ること

二借家は老父母の靜恬なる生活に適せず、又小兒の教育に適せず

三借家は家屋を愛護する觀念を微ならしむる虞あり、隨て放縱、怠慢、不注意等の惡行爲を生ず

四借家は家門を尊重する念慮を衰へしむるものとす、又土着心を絶無ならしめ、隨つて放浪の生活に移る第一階なり

五借家は不安の念多く、又靜慮省察に害あり、凡て道義感情を麻痺せしめ、苟且儉安の惡慣習を造らしむ

その一部を舉示するも猶此の如し、この篇敢てこれ等の問題を議するを主とせざれば、姑らくその細論を闕すべし。

## 第二章 家屋

### 第一節 家屋の位置

#### 第一項 都會生活

人が健全なる生活状態をなし續けんには、都會生活は決して好むべきものにあらず、所謂玉を炊き桂を焚く經營の困難一方ならざるのみならず、世態の炎涼、人情の冷熱、その變化餘に急激にして、一般に暖なる同情に乏しく、吉凶相慶、吊し寒喧相通、問し患難相救濟するの義は、隣保の間にも、交遊の間にも、絶てなくして僅に有るに過ぎず、殊に都會は有ゆる罪惡の府なれば、人間醜汚の事の具はらざるものとならず、且社會の賞罰が最も寛大なる地として、不義にして富み、且つ貴きもの多く、珠玉罪多き骸を飾り、錦繡汚れたる心を包み、或者には咨嗟の聲を發せしめ、或者には嫉妬希伴の心を生ぜしむ、故に平和の生活を爲さん心あらば、強て居を都會に卜すべきものにあらず、都合に家を求むるは獨り

一、都會に官職を有する人

二、都會に事業を有する人

三、都會に職業を有する人又職業を求めんとする人に限れり、その他奮闘的生活を爲さん人の如きも必ず都會の地に居らざるべからず、富をなす名をなすの早きは都會を第一とす、殊に東京を第一とすべし、濫進妄干して功名に急ぐは、人として賞賛すべき行爲にあらざれども、人の性として、又境遇の上よりして、かくならざるを得ざる者あり、爲すも一生にして爲さざるも亦一生なれば伊藤山縣諸元老の後塵を拜するも、安田大倉二商の餘瀝を吸はんも、人各々其志に従ふべし、獨立獨行して難關を搥破せんも、快事ならん、富家の窻に媚み、權勢の門に資りて、一躍位置をつくり、財産をつくらんも、亦快事ならん、かゝる人々は、必ず都會に家を求むべし、其他政治家といひ、文士といひ、相場師といひ、立売坊といひ、掬賊といひ、皆これ都會ならで爲し、能はぬ職業なり、こゝに哀をとめしは、所謂江戸子なるものの末路なり、彼等は鼻端のみ強く、鼻息のみ荒けれど、五月の鯉の吹流し、口ばかりにて、腸なし、宵越の錢を持たぬといふ氣象、自慢は萬事金が敵の世の中に、脆くも生存上の劣敗者となりて、江戸城と共に東京を田舎漢の手に明渡し、今は小商人、下等藝人となつて、多く淺草の一部、本所深川の一部に住めり、されども故郷忘れ難きにや、今もこの生地を去りやらず、芥溜の如

き場末に、微かなる煙を擧げつゝあり、試みに彼等のちきあす種と相伍し、旅藝者となりて雪深き越路、荒浪寄打する陸奥の濱邊に漂流ふもを見よ、一關の追分節、嗚々然として泣か如く、怨むが如き中にも、必ず一片思郷の情切なるを知らん、江戸子は、廣島新潟の出稼人種なるに、反し、實に郷土に執着すること甚だしきものあり、故に都會の生活者にも、墨堤の落花を紙幣の飛ぶと觀じ、石炭屑を金塊と觀ずる輩のみならず、かゝる憐むべき戀土病者の地の一角に存在するを知らざるべからず、閑話休題、此處に都會に居を定むるとせば、何れの地を擇ぶべきかは、次で起るべき問題なり、これ貧富により、生活状態により、職業により、一定しがたき問題なれども、都會の生活はこれを下町、山手、郊外の三方面に分つべく、今この三方面に就て少しくその有する利害の點を計較せん

第一 下町

東京市の賑賑を一區に聚めたる日本橋、京橋、神田及び芝、下谷の一部を總稱して、これを下町といふ、下町とはいふまでもなく、山手の高地に對する、低窪の市街地に下

せる汎稱なれども、此處には山手の邸宅地なるに對して、商廊連櫛の地の稱となす。市廊の間に居を定むる可否を決する前、今現に如何なる人がこの間に住みつゝあるかを見るべし。下町の住居人は、銀行、會社等を主とし、大小商廊その大多數を占め、仲買人、醫師、辯護士、公證人及び茶屋、待合、藝者屋、各種の飲食店、俳優、寄席、藝人、左官、大工、消防夫等之に次ぐ、今その利益ある點を擧ぐれば

- 一、交通の便宜多きこと
- 二、貨物運輸の便宜多きこと
- 三、往來雜沓すること

等にて、其一二の理由により、銀行、會社、運輸業等盛んに、三の理由により、劇場、料理、茶屋、飲食店、大小商店皆その業を營みて利潤多き道理となる、又よく人事の繁雜なるにより、辯護士、公證人等の依頼者多かるべく、下町の醫師の山手に比して、門戸の昌なる、亦これ等の事情によるなるべし、若その不利なる點を擧ぐれば

- 一、土地の高價にして得難きこと、随つて地代の不廉なること、又家賃の不廉なること
- 二、土地の高價なるより延て地面を吝むこと甚だしく、一尺の餘地だになく、家屋

の構造亦狹隘にして不便多きこと

三、電車車馬の往來繁くして晝夜喧囂、靜慮安臥を妨ぐること

四、驕奢淫靡鄙陋の風多きこと

故にこれを住地としては

第一、經濟上よりして不利なり、地代の高價、家賃の高價なる外、需用品の餘に潤澤なるより、勢ひ失費多きを免れず

第二、安穩なる生活に適せず、人事の頻繁、煩雜なる常に強き刺激を絶たず、之に加

ふるに車聲、人聲、街途に喧闐して、靜寂夜の如き況味を食ふこと能はず

第三、子女の教育に可ならず、劇場、寄席、待合、茶屋、藝者屋多き地の、子女に及ぼす惡感化はいふまでもなきことなり

第四、健康に宜しからず、溝渠の疎通十分ならざるに、わけて空氣は比較的清新ならず、之に加ふるに樹木少くして、清蔭の地乏し

之を要するに營業上この地を必要とする人、即ち商人、醫師、辯護士、藝人を除けば、下町は住居地として適當ならざるなり、故に商人と雖も事情の許すものは、住宅と商店とを別々にし、商店のみを下町に設くるものあり、其他江戸、子の下町を好むは、前

にいふ如く一種の習慣性といふべし、彼等は山手の廣き邸宅よりも、江戸の空氣を充せる下町の狹隘なる住居を喜ぶもの、如し。

## 第二 山手

山手は下町と相反せり、下町は家を構ふること狭く窮窶なれども、山手は邸内多く廣やかなり、下町は一本の樹木さへなきも、山手は森々たる喬木天に參して立つものあり、さなきも樹竹疎密、高枝低花相覆ふて一段の趣をなせり、下町は喧囂なれども、山手は靜寂なるもの多く、下町は低濕の地多けれども、山手は地勢概ね高燥なり、若しその不便をいへば

- 一、交通上の便宜は下町に比して少し
- 二、商店、事務所及び銀行會社の位置としては元より不適當なること多し
- 三、劇場その他の娯樂所少し
- 四、料理茶屋、飲食店少し
- 五、物價は土地、家屋を除けば、比較的高價なるべし

等に過ぎず、故に居住地としては都會中に於て、山手最も人の生活に適せり

### 第一、健康に適す

第二、風俗好良にして子女の教育に適す

第三、家屋廣く、樹木あり、庭園あり、趣味に適す

第四、凝念靜思に適し、又讀書講學に適す

第五、閑寂にして安恬なる生活に適す

されども同じく山手といふも、番町その他比較的交通の便ありて、且つ土地高燥展望に富むの地は、概ね貴族富家の據有する所となりて、巨人、優塞の様に似たる、其大邸宅、大庭園は、到る處吾人平民を侮蔑する如き態度を以て、傲然として常に形勝を占めつゝあり、されば三井の對門に住み、岩崎と相隣る如きは、遺憾ながらその下風に立たざる能はず、若しこの不快を避けんとせば、それは餘りに遠隔の地にして出入の不便甚だしき、小石川、牛込、芝の郡部と相接する地に居を求めざるべからず、これならば寧ろ郊外の地に住し、瀛車便若しくは延長せる電車便によりて、東京に往來するに若かず、さればにや近時かゝる地に家を構ふるもの、頻々多くなりゆけり。

第三 郊外

日暮里、巢鴨、大塚、關口、早稻田、千駄ヶ谷、澁谷、白金、目黒、大森、品川といふが如き、市を一周せる四邊郊外の地に、この頃家の建てらるゝこと夥しき程なり、これ東京市の繁榮の爲には、喜ぶべき現象ならずと雖とも繁劇なる職務を有せる人の、安恬なる遊息地を要するは必然の理なれば、山、手附近の好地域は富家の占有に歸するに隨ひ、更に電車線の郡部接界線に近づくに隨ひ、これ等の人々皆樊籠の如き窮屈なる地より逃れて、空氣清新、土地廣闊、樹木扶疎として、遊息にも、盤桓にも適したる、この好地區を求めて己が眠食の地と定むるなりけり

郊外の地は、田舎程靜寂ならずとするも、又それ程僻遠ならず、その居民は、田舎程純樸ならずとするも、又それ程粗野ならず、交通の便は、下町山、手程多からざるも、地價は、これに比して、遙かに下れり、故に

第一、經濟上の利益あり、地代、家賃共に低廉にして、且つ低度の生活をなし得べし

第二、交通は不便なるも、山、手線鐵道の便に籍るの利ありて、却て山、手の或る地方

よりは便益多し

第三、廣き庭園と、時には若干の畑あるを以て、花を栽え、野菜をつくる一種の娛樂

あり

第四、空氣淨く、草木清新の氣に充ち、心身の養和に適せり

第五、閑寂なる四邊の光景と、比較的輕雅ならざる人情風俗は、最も心神過勞の徒

の安息に可なり

都會は人心を勞せしむること多し、人事の逼迫は神經を過敏ならしめ、物象の眼に映ずる毎、音響の耳に徹する毎、功名富貴の念、恩讎好惡の情の中に動く毎、常に過度の刺衝と壓迫を心の上に與ふなり、假令奮闘に生活して二六時中甲冑を擽し、武器を左右の手にすといふも、尙時には武装を解いて、鼾睡雷の如く、快よく休息する一事を缺くべからず、郊外の卜居は、この意味に於て恰好の手段也、晴れたる日の、若葉の上に輝り、渡る微風の、膚に快よき、山川、樹木、塔、梢、寺樓の、畫の如く、展、披、せる、麥、苗、の、青々たる、小川、の、私、語、く、如く、流るゝ、鳥、の、啼、ける、花、の、香、ば、し、き、自然は、その、大なる、懷、を、開、いて、浮、世、の、戰、闘、に、勞、れ、果、て、た、る、形、骸、を、迎、ふ、る、なり、されば吾人は、都會の住地としてこの郊外の地を推薦するに躊躇せず

### 第二項 田舎生活

田舎に住みて都會を知らざる者は幸なり、田舎は天使の翼の下に覆はれ、都會は惡魔の鋭き爪の前に立てり、されども運命は人を驅りて、樂しき田舎住居より苦しき都會生活に遷らしむ、都會は名利の藪なり、富貴の淵なり、罪惡の府なり、決して清淨界安樂境にあらず、故に田舎に住みて天國を夢みつゝある間は、足を舉げて一たびも都會の天に向ふなかれ、誘惑は妖婦の如き媚を賣り、罪惡は尊とさ袈裟を穿ちて行く、若しその姪娃の色、輕薄の聲に耳目を移せば、素は緇となり、清きは汚れ、百鍊の鐵亦繞指の柔となるべし、都會は唯宜しく田舎の食詰者の一攫千金を夢み、權勢を夢み、名を夢み、若くは一所懸命の地に離れて糊口の資を求むる者の來り投ずべき芥溜場とすべきのみ。

吾をして負郭二頃、の田あらしめば、豈に敢て六國の相印を帯びんやと言放てる蘇秦は、決して矯激の語を出せるにあらず、これ眞理なれば也、羅馬を一蹴して居れるガリバルデーが、その名譽を土芥視して、シ、リ、に歸隱せる、諸葛武侯が天下三分の大策を立てし、然も成都に桑八百株を植えたる、これを單に恬淡寡慾とのみいふ

べからず、彼等は皆煩累なき、田舎生活の、頗る樂趣多きを知りたれば也、若し一椽の茅屋栖むべきものあらば、二頃、の荒田食ふべきものあらば、人は決して田舎の地を見捨つることなかれ、田舎を見捨て、都會に居を移すは、糟糠の賢婦を捨て、市井の妖婦に心を蕩らす如し、假舞伎座の芝居を觀、圓喬小三の落語を聞き、八百善常盤の庖丁を味はひ、新柳二橋、貌花眉月のさまゝなるを賞て、銀座通をぶらつき、中見世を散歩する樂は、實に都人士ならで得難き樂事なるべし、されども蛙鼓、蚰歌の自然の音樂、桑麻相蔭ひ、鷄犬相響ふ、自然の樂趣は、田舎ならでは知り難き興味なり、その他野、鰯、溪魚の口に美なる布裙、麻袂の人、に可なる桔槔の聲、打稻聲、臼杵の聲、鳥聲、水聲の耳に快よき、いかてか、年中鉛筆を耳にし、革包を脇にし、算盤を手にする徒の享け得べき清福ならんや、即ち田舎の人の都會を羨むは、貧家の女子の藝者を羨む心よりも愚劣なり。

さる故に、田舎に住める人は勿論のこと、田舎にあるべし、都會に失敗せしものはその創痍を醫する爲め、成功せるものはその餘年を樂むために、又共に田舎生活をなすを可とす、唯それ物の影を逐ひ、響をたどり、闇中に光明を求むる如くに、懊惱焦躁して、名利の巷に奔走する輩は、馬糞の裏より、金塊を發見し、襪襪の中より、百圓束を



見出す間猶都會にありて石炭臭き空氣を呼吸せざるべからずこれ彼等の上にあ  
りてはその首枷の如く附纏へる運命なり彼等は鳶が天獄羅をさらひ猫が魚を偷  
み掏賊が人の懐中を掠めて雲を霞と逃失せる瞬時に於て刻々その利を營み其名  
を賣弘めざるべからずさるにても田舎の心樂しきを想見よ更に田舎人の氣永さ  
を想見よ牛を驅る村童の悠々として畦道をわたる如何にしても汽車電車自働車  
の疾驅する時代とは思はれぬ圖ならずや又双手を背のあたりに組合せ脂下りに  
烟管をくわへたる百姓の長閑さよ徐々と吹出すその烟の長さ満腹の毒烟を吐ち  
らす工場の烟突と比すべくもあらず名利は人心を煎熬する熱火にして都會はそ  
の一大熔鑪なり自ら好んで身をこれに投じ爛頭焦額毫も意とせざる愚さは飛ん  
て火に入る夏の蟲さなくば淺間の噴火口に身を倒にする不所存者に似たり何ぞ  
田舎の天地に蕭散の生涯を終へ不斷の清風に五内の慾火を吹浪さいる  
大隱は市に隠るといへどそは物欲に超絶したる修行人のことなり凡ての人は都  
會にありて汚れ田舎に住みて清く都會にありて懊惱し田舎にありて満足す都會  
は心を汚す糞土なり生命を斷ちざる刀鋸なり慾情を煽る業火なり爲す得べけん  
ばこれに近づくなかれ然して安らかに田舎に住め

### 第三項 山中生活

列仙傳を讀めば神仙なるもの、大半は皆山中生活をなすものに似たり而して其  
處には靈芝瑤草あり仙禽神鹿あり又金閣玉樓ありて綽約たる仙媛之に栖めり巖  
を劈いて流るゝ靈酥は延齡の効あれば林に實のる仙菓は不死の瑞あり人間飽く  
なき要求はかゝる空想の境を描て自ら慰むるにあらずんば以て充足すること能  
はずとせんか愚かしく情なきは人慾の私なりされども仙境を山中生活に求めた  
るは可なり若し自然界に於てその偉大なるもの形はれて海となりしとせばその  
秀靈の氣は凝つて山となりしに相違なけん山は崇高の神の栖み給ふ所なり其幽  
邃にして人界と隔たりたる清淨にして俗情を絶ちたる之に對すれば鄙吝の念自  
ら消え去り之に登れば天下を小とする概あり人には百の營求あり又其事とする  
所多端にして烟火の氣を去り人海の波に遠かりて松風蘿月に嘯き猿鶴と侶とし  
栖まんと爲し難きことなれども市塵迷離の地にありて面上の塵土三寸なるもの

は時に山中の清氣を吸ひ、その源頭の活水に形骸の汚濁を滌き去ること、或は無かるべからざる事に屬す、左らず人は常に糞中の蛆、禪中の蟲たるを免れず、されども文明の威力は水の滲透する如く、隙隙を求めて到る處に浸積す、榛莽を拓きて田野となし、山谷を夷げて平地となせり、今の世如何に窮山幽谷と雖も、鋤耜の入らざる地とてなく、人跡の到らぬ隈もなし、峻き山頭まで麥田の層々として起されたる、山窮り水窮る溪谷より、一縷の炊煙裊々として立のぼるを見ても、猪猿の栖窟次第に狹まりて、慾に銳き人間の足跡印せられぬ處とてなきを知るべし、されば今世に於て山中生活といふも、小説中に見えたる伏姫の山籠り、更科姫の山住居といふが如きものに、あらず、恰も、劍術を知らざる塚原卜傳、詩を綴らぬ石川丈山の、人遠き山中に隠れ、栖みしと思は、當れり、若し山中生活に何の得る所ありやと問はれなば、吾人亦容易に之に答ふる好辭令を有せずと雖ども、浮世の榮華に飽き果てたる貴族富家の多く別荘なるものを山中不便の地に設くるを見れば、彼等が權勢金錢にて得がたきもの、この山中に潛み、在るを知るべきならずや、そは金鑽の墓にもあらず、又金剛石の石屑にもあらず、唯山神の秘め給ふ幽趣好景と、心に泌する一味、清涼の氣のみなり。

自然の景趣は、全く山水窮僻の地にあること、猶金銀の氣の地皮の底に潜むが如し、文明の威力如何に跋扈しても、今に砥とならぬ山と岡とならぬ谷とありて、尙造化の誇るものの一とし、數ふべく、容易に拙劣なる畫工の攝取をも許さねば、又雨宮某の還歴の賀の玩弄品ともならず、依然として自然の手になされたる丹青、一幅の活畫圖となりて、人知らぬ窮僻の天にかゝれり、猿鶴は知るも歌はず、詩人は歌ふも知らず、只山中生活のもののみ、この幽趣を貪り、好景に飽くことを得べきなり。

山の多姿なる、水の多態なる、峯となり嶺となり、溪となり瀑となり、淺きは瀬となり、滙すれば潭となり、岨つて崖延いて岡となる、雲は更にこれに姿を添え、樹も亦これに趣を加ふ、絮々として上るとき、蓬々として漫するとき、變幻自在にして大觀測るべからず、鬱蒼して秀づるとき、蕭疎として立つとき、四時によりてその眺かわる、春は茂林に花さき、秋は絶巖に鹿なく、月の空山に満つるとき、萬籟死して、聲なく、晩日前坡を下れば、霜葉爛として、火の如し、これ樵蘇の徒の日常見る所の景にして、冠冕の士の夢視する能はざる境なりとす。

車馬の埃に翳める眼は、宜しく山中冷冽の水を滌いて洗ふべく、利慾の炎に焦る、胸は、宜しく山中清涼の氣に中りて醫せらるべし、故を以て、吾人は、或人、或る時、或る

境に於て山中生活をなすべきことを勸説す

#### 第四項 海岸生活

金錢の捨場なき人々は近年夏季となれば必ず海水浴にと赴くなり海水浴とは必ずしも海水に浴してその生白き肌皮の色を黒くする意味にもあらず唯都會に住なれし人の珍らしき海岸生活を喜ぶ情に過ぎざる也海岸は凡て健康地たるや否や吾人の興り知る所にあらず兎に角く松の青き沙の白きに波緩く打寄する地を輕衣を海風に吹かせて散策するは銀座通りをぶらつきて掏賤に懷中物を仕て遺るゝ此にはあらず浩蕩たる大海畔裡に開らげ白帆繪にある程に點じ右に左に突き出てし山影碧に波に浮ぶ離れ島の一つ二つ青く横はる高輪より品海を見卸せし風景には遙に立勝れりさる故に小田原大磯逗子鎌倉より房總二州さては常磐海岸までも年々夏季となれば都下より人の赴くこと夥しくこれ等の地の旅店料理茶屋はこの時季を以て皆一年の仕入時となせりと聞く

されども海岸生活は山中生活に劣れり

- 一、海岸は山中程空氣清淨ならず
- 二、景趣幽邃ならず
- 三、人情純樸ならず
- 四、物價低廉ならず
- 五、海岸は山中よりも多く雜沓し
- 六、不健康者不謹慎者多く
- 七、奢侈淫靡の風あり

最も山中生活は魚鹽の利に乏しき點に於て交通不便の點に於て眺望の開豁せる點に於て娛樂の設備ある點に於てひとしく海岸生活に劣れどもこれ等の諸點に於て最も勝るものは都會なればこの種の望を充さんには却て都會の地にあるを宜しとす元來海岸生活といふも山中生活といふもかゝる點の満足を求むるにあらずしてその目的はこの種以外の地にあり故に山中生活の海岸生活に劣るべき諸缺點は適々以て山中生活の特色を示すものといふべし

以上の理由を以て吾人は海岸生活よりも山中生活の勝れたることを勸説す

### 第五項 別荘の位置

一人の妻に満足せざるものは、美妾を蓄へ、一軒の住居に満足せざるものは、別荘を構ふ。別荘はもと蓄妾の如き不倫の行にはあらねど、足ることを知らぬ點よりせば、同じきものなるべし。國家成法の上より論ずれば別問題なれども、元來土地は公共の性質を帯べるものなり、而して現時は私有權承認の結果、恰も個人の富の要素を組成す、これ或は已むを得ずとしても、富人が一個の大なる邸宅に満足せず、到る處風景絶勝の地に、巨大の別荘を營みて自然の恩資を壟斷する如き、餘に遠慮なさ過ぎる行爲なり、天の咎をも人の譏をも顧みざる所業なり、されども是れ如何とも爲し能はざることなり、別荘建築といふ如きは、彼等の罪惡中、その最も小なるもの、一なるべし、故にこの一事を不問に置き、單にその位置に就て多少の注文を爲し置くべし。

東海、山陽兩道の海岸、西京、箱根、日光、鹽原及び常磐海岸の如き、少しく景色の優れし

地には、皆貴族富家の別荘なるものありて、第一の勝地を占め、海岸、丘陵上、或は山腹に、瓦屋高く木杪を出て、白壁青翠の間に隱見す、これあるによりて風致を添ゆる如きは元より望むまじきとながら、却て之が爲に自然の美景を傷ふに到ては、如何に沒趣味の輩多しとて、餘に心なき所業ならずや、風景は自然の大觀なり、萬衆共樂の性質を具ふ、これを一人にて私するさへ已に罪小ならざるに、況して之を毀損し、破壊し、視として省みざる如きは、少くも趣味を解せず、風景愛護の念なきものとせざるべからず、吾人は法律を以て制裁を下す必要を明に認むれども、この制裁備はらざる日に於ては、彼等自身の反省に訴ふるより外方策なし、而して吾人の望む所は

- 一、名勝及歴史上の遺蹟は、或地區内を限りて住宅を構ふるを許さざること
- 二、或は之を許すとしても、風景を傷くる行爲即ち山を切開し、或は樹木を伐採するごときことを許さざること
- 三、家屋の外観は、風景と調和するものなることを要すること
- 四、巨大にして注目を惹き易き邸宅、外壁を築くべからざること、但し社寺堂塔はその例外なり
- 五、異樣なる紀念碑、銅像等の建設を許さざること

### 第六項 家屋位置の撰擇

大體に居住の地を定めたる後、更に或地區の撰定を要す、左にその要件の一、二を擧ぐ

#### 第一 土地の高低燥濕

家を相する地は、低窪の地よりも高爽の地宜しきこといふまでもなし、されども高爽の地にては

- 一、附近に樹木なきは宜しからず
- 二、西日を受け易き地は宜しからず
- 三、東南障りて北の開きたる地は宜しからず

四、飲料水乏しき地は宜しからず

五、墓地に隣りたるは宜しからず  
かゝる時はその半腹の地を擇ふもよし、半腹の地の東南開けたるなれば、却てその頂上よりも住居に可なりとす、但し傾斜餘に急なる地は宜しからず、雨水の奔注し來る虞あり、又低地にては、左の如き條件を具備すれば可なり

- 一、四望開豁して地區の稍廣き處
- 二、排水の設備十分なる所
- 三、高地に隣接せざる所
- 四、西北に高地を負ふ所
- 五、清流の兩岸

川の兩岸は、眺望に富み、且つ運輸交通の便あるも、好んで居るべき地にはあらず、已なくば岸を離ること數十尺の地に家を構ふべく、決して水に架して樓舎を營むべからず

凡ての場合に於て、高燥に利に、低濕に不利なり、若し池沼等低濕の地に莅みて家を造らんとせば、家屋の一部、譬へば亭子の如きを池沼に面して建て、その他家族常住

の居室は、成るべく之に遠ざかりて建築するを可とす、これ危険の豫備よりも、人の健康上よりしてなり

地質の硬軟粗精も亦、家屋の安全と否とに關することなり、殊に堅固なる地盤の上に建てる家は、震災のとき比較的安固なれども、否らざるときは潰倒の虞あり、殊に池沼溝渠を埋立てし地は、年所を経るに隨つて陥没し易く、又地盤脆弱にして家屋を支ふる力乏しきのみならず、悪瓦斯の發生及びその他の原因より、凡て健康に可ならざるものとす、地を相するには可成この種の土地を避けざるべからず

## 第二 方位

支那にての風鑑術、吾邦にての家相學などいふ類は、迷信謬理を打混ぜることいふまでもなけれど、其中には往々として没すべからざる眞理を含めることあり、これ一を讀みて沙中に金を瀝するもよし、決して一概には排斥すべからず、例せば家の方位に關する説の如きは、頗る傾聽すべきもの有るに似たり

家の方位は、主として日光、風雨の方位に關す、空氣の流通と日光の障礙なき限り、極

端にいへば方位は問ふを要せざれども、暴風雨又は烈風の方位は、その土地によりて多く一定する故に、家屋建築に就てこれ等の用意亦なかるべからず、概していはゞ、東南の二方面開放し、西北に若干の遮蔽物あるを宜しとす、されども山の向背、川の左右、道路の位置にあり、これに多少の斟酌あるを要す

前にいふ如く、遮蔽物は凡てこれを西北位に受くるを可とす、若し地勢が之に反對せしならば、家の方向を變じて之を受くべし、南に遮蔽物あるとき、若しそれが森林ならば、之を伐採して稀薄ならしむるもよし、又伐採すべからざるか、或はそれが建物ならば、これと邸宅との間に若干の餘地を置くもよし、若しそれが山又は高地ならば、家を成るべくこれと距離多からしめ、且つ南東二面に方向して斜にその山を受く、かゝればその遮蔽の部面を減ずる上にも、又山容を接引して座上の風致を添ふる上にも、共に多大の利益あるべし、遮蔽物の東にあるとき、亦この例に據る

## 第三 樹木湖沼

樹木は風致の上にも、又風雨日光を遮蔽する上にも、共に極めて必要なり、然れども

其鬱茂甚だしきは害ありて益なし、左にその注意の一二を擧ぐ

- 一、密林は西北兩方位にあるべし、されども邸宅と若干の距離あるを要す
  - 二、稀薄なる樹木は、東南兩方位にあるも亦可なり、凡て低地は樹木の密茂を利とせず、高地にありては樹木の鬱鬱も亦妨なし
  - 三、烈風の方位及び暴風雨の方位は、森林を以て遮蔽するに利あり
  - 四、防風林は常盤木を主として栽立つべきも、其他は落葉木を可とす、夏時は炎、日を遮り、秋季は紅葉し、冬時は日を遮らざる利益あり
  - 五、庭に老木あれば、其家病人絶へずといふ諺あり、味ふべし、樹木は凡て生意多き嫩樹をよしとす、大木殊に老朽したる巨材は、決して存すべからず
- 湖沼は無さを勝れりとす、若しあらば、これと住宅との間に樹木を置くべし、然れば殊に健康に可ならず、但しこれを引て庭園の勝りなさんとするには、高處に亭樹を設くるか、又は屋上更に接を起すをよしとす、決して、際に接近すべからず
- 庭内に設くるに池の淺きものは、更に害なしとす、水藻水面を覆ふ古池は、常に水を流通するにあらざる限り、利ならざるものなり

#### 第四 建物及び工場

附近に大なる建物あるは、震災火災の危害多きのみならず、日光と空氣の流通を妨げ、甚だ不利多し、可成かゝる地を擇はざるを可とす、若し己を得ずしてその附近に住地を相するとせば、適當の距離を有することに注意すべし、凡て左の如き場所は、人の住地に適せざるものとす

第一、大なる建物を附近に有するとき

- (一)日光を遮ぎり
- (二)空氣の流通を妨ぐ
- (三)震災火災のとき潰倒又延焼の危険あり
- (四)眺望を害す
- (五)彼方より邸宅庭園を下視する處あり
- (六)その建物が多數の人の集會する場所、即ち學校、事務所、會社等なるときは喧囂にして靜寂を害す

#### 第二、附近に工場を有するとき

(一)不快の音響又は強度の震動を生ずる虞あり  
(二)塵埃を生じ、汚穢を來す虞あり  
(三)烟突より煤烟を吐き、不健康と不愉快とを與ふ  
工場中にも、染物屋の悪臭を發する、牛乳搾取所の糞汁の臭氣と、啤々として牛の吼ゆる聲など、附近の住宅よりせば、迷惑至極のものなり、停車場附近及び電車の通路の如きも成るべくこれに遠かるを可とす

#### 第五 交通の便否

交通の便否は、時に多少の變化なきにあらざれども、地を相するに就て、主として考ふべき條件の一なり、即ち

- 一、公道に傍ふと否
- 二、停車場又は電車停留所に達する距離
- 三、通勤の場所の遠近
- 四、需用品購買の便否

#### 五 供給地を附近に有するや否

は、先づ第一に間定め置くをよしとす、一日二日の不便は或は忍ぶべきも、永久の不便は忍ぶべからず、もしこれを忍ぶとするも、却て他の方面に不利益を招く事となるべし、假令へば通勤の場所を遠しとせば、雨天には車に乗る必要を生じ來るべく、供給地を附近に有せずば、不時の來客に困難するが如きことあるべし、要するに不便は不經濟の原なり、即ち地を決定する上には、主として交通の便否を考ふるをよしとす

#### 第六 附近の風俗

地を相する上に、有形の諸條件盡く具備するとしても、風俗頹敗せる場所は強て居をトせざるを可とす、左に擧ぐる場所の附近は、子女を有する人の住宅としては、殊にその不可なるを覺ゆ

##### 一、劇場寄席の近傍

##### 二、料理茶屋、待合、飲食店を有する土地の近傍



- 三、遊廓及び藝者屋の附近
- 四、貧民窟
- 五、俳優寄席藝人、遊藝師匠の住所の附近

## 第二節 家屋の建築

### 第一項 人は如何なる家屋を要すべきか

土地の檢定を終りたる後は、その建築法に入ること當然の順序なり、然もその最先の問題は、人は如何なる家屋を要するかといふことなり、これに就ては左の諸條件より論出せざるべからず

#### 第一、社會上の位置

#### 第二、貧富

#### 第三、家族及雇人の多少

## 第四、職業

## 第五、嗜好

家屋制は後節更に詳論すべき筈なれども、今人の要すべき家屋を論ずるに就ては、その大小廣狹精粗を定むると同時に、造家の種類をも併せ決せざるべからず、日本今日の家屋制は區々にして一定せず、その材料の點よりいふも、鐵骨構造、煉瓦石造、木骨煉瓦造、土藏造、塗屋造、木造の六種類ありて、これ等は凡て長短利害各異なりたる點を具備し、保存、便宜、外觀、經濟等、皆それ／＼の特色あり、其他同じく石造にても英國風と大陸風と相違あれば、大陸にても南北兩歐の上に相違少からず、又同じく木造にても洋風模造あり、純然たる日本造あり、日本造の中にも、破風造、四阿造、書院造あり、更に武家時代より明治の今日に及び、各種の平民的造家法出てたり、今これ等に就て一々その何れを探り、何れを探らずと論するは、煩屑に加ふるに混雜を以てする故に、この項に於ては、單に一般の論定を爲し、家屋制の條にその巨細を遺さず、解説を加ふべきなり

次には前に擧げし順序により、人の身分貧富の差によつて、如何なる家屋を要すべきかを説明すべし

## 第一 社會上の位置及貧富

混沌なる日本の現社會に於て、人の社會的位置を決定するは頗る難事なり、人爲の階級としては華族、士族、平民の差別あるも、華族を除けば他は全く無意味の區分なり、これ主として富の勢力の劇増に原因す、當世に於ては名譽も富より生じ、權勢も亦富より出づ、故に、一面よりいへば、社會上の位置といふは、貧富の別名なり、富めるもの常に貴く貧なるもの常に賤し、されば美術館を有する富者あれども、書籍庫を有する學者少なく、人を虐げし高利貸に有位者ありて、世を益せる發明者に衣食に苦しむ者あり、高下轉倒冠履所を換えて、門戸の大小、必ずしもその人の身分によらず、社會上の位置より見て有爵者、有位者及高官者等は、所謂上流の士なるものなり、この人々はその身分相應に門戸を大にする必要あり、中には公卿華族などの如何はしき邸宅に住むものなきにあらねど、概していへば、石門鐵扉あり、洋館あり、大庭園あり、といふ類なるべし、中には冠木門、屋根附門の純日本式なるものありて、標準こゝに定め難しといへども、上流者の多半は兼て富有なるもの多ければ、美麗と威嚴

とを併せ備ふる點に於て、現代の第一位に居るといふべし

唯この人々に遺憾なるは、書生上りの大臣待合遊びに忤れし大將等の嗜好頗る低きことなり、隨つてその家屋庭園の如きも、美麗なれども野鄙に廣大なれども、莊嚴ならず、甚しきは待合式の小亭子あれば、劍術の道場の如き廣間ありて、折角の大建築も金をかけし程結構ならざるものあり、武家大名の如きは幸に多故を經し舊臣あり、且又故き圖型等あれば、その建築の武家式なる限り、多くは體面と相一致す、日本の中等階級を組織する學者、著術家、軍人、代議士の如きは、借家住なるもの多く、然らざるものも猶いふに足る程の住宅を有せざるなり、これこの種族は社會の中堅たるに拘はらず、其收入極めて少ければなり

これより以下の階級に屬するものは、その多數は借家住なり、官吏、教員、會社員といふが如きは殊に然り

今王費の點よりいへば、最下等十三四圓より二十四五圓に及、日本風平家建檜造のヤ、高尚なるものは、一坪約二百五十圓前後なるべし、大坂の商人住友の舞子濱に建築せし別荘が坪三千圓といふが如きは例外に屬す、今左に大略の程度を示さん

日常生活衣食住

造作附工費一坪平均價格

等級	造作附工費一坪平均價格
一、上等日本風檜造	金二百五十圓
二、上等杉造	金百五十圓
三、中等同杉造上	金六十圓
四、中等杉造下	金四十五圓
五、普通上	金四十圓
六、普通下	金三十二圓
七、洋風木造二階建上	金百五十圓
八、同上普通	金六十圓
九、土藏	金二百五十圓
十、日本風木造下等	金二十四圓

普通の家屋なれば、一人平均五坪あれば足れり、故に住む所の人員に、要する程度の金額を乗すれば、其全體の工費を算出することを得べし、詳しくは猶後段に説くべきなり

第二 家族の關係より見て

一人の要する坪數を五坪とするは、頗る餘裕多き計算なり、今家族を四人として算

せば二十坪を得、二十坪なれば六疊二、三疊二の小家屋を得る割合なり、六疊二、三疊二の住居は、四人(雇人なし)の家族を有する家にては、決して狭きものにあらず、且つこの割合は、家族に人員の増加する割合に隨ひ、更に餘裕を生ずるに到らん、左にその一二の例を示すべし

一の例

家族 七人、	
この坪數 三十五坪	
其建家	
客間八疊	—
居間六疊	—
取次三疊	—
隠居所四疊半	—
書生及下女室三疊	—
湯殿	—
便所上下各	—

二の例

家族 十二人	
この坪數 六十坪	
第一篇 住居 第二章 家屋	

日常生活衣食住

其建家

客間八疊	—
居間全上	—
全上六疊	—
茶ノ間六疊	—
隠居所四疊半	—
取次四疊	—
書生部屋六疊	—
下女室四疊半	—
洋風應接間	—
浴室	—
玄關	—
便所上下各	—
三の例	
家族 二十人	
この坪數 百坪	
其建家	
應接間洋室	—
客間八疊	—

全上六疊	—
全上四疊半	—
居間八疊	—
全上六疊	—
茶間六疊	—
書齋四疊半	—
隠居所全上	—
小兒室六疊	—
下女部屋七疊	—
書生部屋六疊	—
取次四疊半	—
浴室	—
土藏	—
便所上下	—
三	—

以上二三の例は家族中に下女書生の數をも合算せり

第三 職業の關係より見て

第一篇 住居 第二章 家屋

職業の異同よりして、造家上に特別の設備を要すといふは、もと希有の例なり、されども多少の斟酌は、何人にも無かるべからざることとす、例せば、社會上の位置よりして、又は職業よりして、交際に重を置く人なれば、客間又は應接所を廣く取り、又は同時に數人の客に接する如く、客間を幾つにも仕切る必要あるべし、又主人と夫人と別方面に交際を有する人の如き、この必要更に多かるべし、これに反し、職業上書齋に重み置く人あり、かゝる人は、客間は狭くとも寧ろ書齋を廣くせんことを望むべく、又別に圖書室を有せんことをも望むならん、此の如き多少の相違は、如何なる職業の上にも存することと考ふるを以て、これに就て造家上に特別の設備を爲す必要生じ來るなり

然れども醫師、辯護士の住宅を以て事務所を兼るものの如きは、この範圍外に屬す、この種の職業となれば、全く特殊の設備を要すればなり

#### 第四 嗜好より見て

人の嗜好はもと一樣ならず、洋館を好む人あり、日本室を好む人あり、高爽なる四阿

造、破風造を好む人あり、嚴肅なる書院造を好む人あり、閑雅にして究屈たる茶室造を好むあり、意氣なる下々町風を好むものあり、然もその嗜好といふは、必ずしもその位置と職業とに關せざるなり、されども野鄙なる嗜好は、成るべくこれを避くるを可とす、素町人が四阿造の上代風の建築をなすも、僭上の沙汰なれど、堂々たる大名華族の邸宅が意氣一方の格子戸造にもあるまじと思はる、土佐派の書工が百姓家を書きて堂上風とせる、田舎源氏の挿繪が室町御所を書きて下町風ある、共に滑稽の甚だしきものなり、書尙可なり、これを事實の上に現せんは、更に一層の滑稽ならずや

概していへば、日本の家屋は小規模なり、日本造の風として、三階建となれば已に不格好なるを免れず、然れども日本の造家法としては、二階建と雖も已にこれ一種の變則建築なりといふべく、上代大規模の建築は概して平家造なり、これ一に材料に制限されしなり、又四圍の風景は、かゝる建築に適したるが故なるべしと雖も、外觀上甚だ振はざるを如何せんや、今後は市街連擔地は凡て三階造となし、獨立の邸宅といふも、成るべく二階建となすを可とす、最も今の二階建は、完全なる建築法にあらず、四阿式の上代風にも、書院式の武家風にも、共に不適當なり、故に二階建を奨勵

する以前完全なる二階建の建築法を按出せざるべからず、旅館風、茶屋風、待合風甚だしきは下宿屋式の二階建は、その不堅固なるよりしても、不躰裁なるよりしても、取つて法となすべきものならず

家屋の小規模と共に、房室の小規模なるも亦改めざるべからず、これ思ふに茶室式より來たれる弊なるべし、三疊四疊半の小座敷は、いはゞ一種の牢獄にひとし、この牢獄中よりいかて氣宇宏恢の人物を出すを得んや、住居の人心に及ぼす感化の大なるを知らば、かゝる建築法は早晩これを更革せざるべからず

## 第二項 建築の上注意

### 第一 建築費用の豫算

土地の撰擇といふも、家屋の建築といふも、主とする所はその費用なり、有り餘る資産を以て、心任せの建築をなさんとせば、それは實に容易のことなれども、かゝる事情の下に在りて家宅を建築するは、少數の富者の身の上なり、その他は、年來の志願と

して、經營の餘に出づる貯蓄を以てその工費を辨ずるか、然らざれば一部は負債を以て之を補填すといふが如きもの多し、故に工費の節約と、その概定は極めて必要なり、百方の畫劃皆この中より生じ來ればなり

負債を以て土地を購ひ家屋を建つといふことの利害は、吾人の與り知る所にあらず、若し單に其負擔の程度よりせば、如何なる家庭にありても、借家賃を拂ふ程の金額を、その負債の償却に充てんは困難ならざるべしと考へらるゝのみ、かくして新らしき家屋を購ひ得んは、或は利益なるべし、狭くとも自己の有する家宅は、廣くして美なる借家に勝ればなり、即ち居心地のよき點に於て、家屋を愛護する點に於て良民生活の目的よりしての諸點に於て也

されども土地の價格の騰貴と、工費の脹膨とは、かゝる方法をして益々實行上の困難を大ならしめぬ、土地は次第に小地主より大地主の手に移れり、價格は見る間に上り、購買は更に容易ならぬものとなりたり、故に今日の有様にては、富者ならざる限り、一勺の地を得んこと猶難し、已むを得んは借地權を設定する一事なり

借地權設定の地に家屋を建築するは、建築者にとりて多少の不快なるべし、されども是れ費用節約の第一法ならずや、かくすれば單に建築費のみを以て、家屋を建築

し得ることとなるべし、その建築費は前項に於て一斑を示したり、一坪二十四圓以上二百五十圓の範圍に於て、費用の許す限り、便宜と衛生と軀面と嗜好とを斟酌し、自己の望む如き坪割間取を定むべし。物の順序よりせば、規模を定めて後に費用を議すべき等なれども、實際上の便宜は、先づ費額を定めて後に規模を按すべきなり、建坪の廣狹と、材料の精粗は、全く工費によりて定まるものなれば也。

## 第二 規模の決定

工費を豫定したる後、次に規模を定むるを順序とす、工事の規模は

- 一、建坪の大小
- 二、材料の精粗即ち工事の程度
- 三、間取

の三者たり、この中建坪の大小と、工事の程度とは、全く表裏の關係にして、建坪を以て工費を除したるものは、工事の程度にして、工事の程度を以て工費を除したるも

のは即ち建坪なり、工費の總額にして異動なき以上、この二者の關係亦決して變化することなし、但し間取に到つては、建坪の制限と敷地の狀況によりて支配せらるゝと雖も、或程度まで自由に變更し得べきものなり、然も住居として便宜、安全、娛樂、衛生は、多くこの間取の如何によりて決せらるべし。

(一) 建坪の大小 建坪の大小は、生活状態と家族の數とによりて決し、更に豫定の工費額によりて決せざるべからず、又その工事程度との關係は、前節に述べたる如し、即ち工事の程度を高めるときは、勢ひ建坪を減せざるべからず、建坪を大ならしむれば、勢ひ工事の程度を引下げざるべからず、これに就て参照すべき諸點を左に擧ぐ。

- 一、家族一人に當る建坪を五坪と見て、その最低度を二十坪(家族四人)となし、これより以上は多少その割合を減じ得べく、これより以下はその割合を増加せざるべからず。
- 二、建坪總坪數は大略疊數に同じ、即ち三十坪の建坪なれば、疊數略三十疊を得べし、故に以上の割合は、一人には五疊當となる裁定なり。
- 三、西洋室は割合この一倍以上となるべし、日本室なれば三疊も一間となれども、洋室にて一坪半は一室となすに足らず。
- 四、市街連機地にありては、敷地と建坪と同一のものあれども、邸宅地となれば、少くも敷地は建坪の三倍以上なるを要す、これ庭園、通路、井戸、物干場等を見積りてなり、花園、廊等は更にこの以外に





ものと交換せしむと雖も、洋風建築の如きは然らず、故にこの建築には、空氣の關係より、一人の要する室の容積の最低量を定めあり、其計出は左の如し

室の種類	一人又は一頭に要する室の容積の立方尺
住居室	六〇〇
寄宿舍	一、〇〇〇
病院	一、三〇〇
傳染症並外科病院	一、五〇〇
廐	一、六〇〇
病馬廐	一、九〇〇

この計算法を試に日本家屋に應用するときには、六疊及八疊間を内法合計八尺五寸とし、その積數を算出すれば、六疊の間には九百十八立方尺を得、八疊間には千二百十四立方尺を得べし、即ち六疊の間には一人半を住しむべき容積あり、八疊間には二人を住しむべき容積あるなり、これを建坪に換算すれば、一人約四坪以上となり、前節に定めたる一人五坪の建坪積算基數と大なる差なし、されども日本室に要する一人當の容積は、西洋室のそれに比して低下せんも害なきなり、これ日本室の構造上、例せば壁の薄くして粗糙なる障子の紙の空氣を透過せしむる等、凡て外氣の出入すべき空隙極めて多ければなり、然しその一面には、爐火鉢の如く炭酸瓦斯を發生すべき設備ある一事も亦、校量するを要するなり、日光を室内に普及せしむること、これ亦空氣と同一の用心を要す、住居と日光の關係は

- 一、内室を明くし
- 二、空氣を乾燥せしめ
- 三、溫暖を興へ
- 四、人心を愉快ならしめ
- 五、殺菌の効あり

然して日光を引入るべき方位は、東、東南、南を最良方位とす、西は夏日日光の直射を受け、酷熱を感ずること少からざるを以て、壁藪又は樹木を以て遮蔽するを可とし、北は冬日寒風劇しく吹入りて、老人小兒の健康に適せざるより、これ又餘に開敞せざるを利とす、されども終日不變の光線を受くるを以て、寫眞師、畫工の如きは、殊にこの方位を擇ぶことあり

家屋の外線を屈折多からしむるは、間取を便宜ならしむると同時に、更に光線を取  
入るゝ良法なり、この他光線の普及に就て、一般に左の如き注意を要す

一、簷を外に張出したるとき、土椽を設けたるとき、二重椽、即ち疊椽板椽とを重用  
せしときは、内法を高くし、且簷を高く張出すべし

二、高窓其他の明り取りより光線を取入るゝは、拙劣なる建築法なり、凡て光線は  
開き戸より取入るゝ様にすべし

三、狭き室はその一面廣きは二面に椽を設くべし、然らざれば室の躰裁を害せざ  
る點に於て、明り窓を穿ちべし

四、老人の隠居所及び小兒室、病室、或は常に空氣の濕潤する室内は、わけて日光の  
普及よき事に注意すべし

五、障子は腰高よりも普通障子よし、又硝子障子よりも紙張障子を用ふべし、紙張  
障子は空氣中の微菌を濾過するの効用あるのみならず、日光を適度に受くる  
利あるを以てなり

六、間の配列餘に重複するときは、中庭を設くるをよしとす、中庭は併せて客間と  
居間を區劃し、又臺所と居間を區劃する利益あり

七、總二階の住宅、商店は、殊に二階下の光線に注意するを要す、總二階は凡て避く  
べき建築法なれども、土地高價なる市街地の如きは、時として避け得ざること  
あればなり

西洋にても、古き建築は窓の平方面、室内の容積に比して小なるより、概して室内や  
ゝ暗かりしも、近時は次第に窓の平方面を大にし、今日英國普通の建築は、室内の立  
方積百立方乃至百二十五立方尺毎に、窓の面積一平方尺の割合なり、米國の最近建  
築は、更に之に比して其平面積大なる傾向あり、我國の學校にては、現に床の面積五  
分一乃至四分一を以て、窓の面積となしつゝあり

#### 四 住居の便否

否住居の便否に關しては、左の如き分説を要す

一、表門と玄關の位置

二、通路

三、客間と應接所

四、居間、寢室

五、書齋

六、小兒室、隱居所

七、臺所及び勝手口

八、浴室、物置、便所の位置構造

九、庭園及中庭

十、二階

(一) 表門と玄關 表門は道路の關係より定むべきものなり、邸宅の敷地が公道に傍ふに於ては、適宜の地に表門を設けること何の仔細なけれど、然らざるものは其位置を考ふべし、又表門の建築法はその家の建築法と調和せざるべからず、住宅が純日本式なるに、石門煉瓦屏といふ如きは頗る不躰裁なり、門の種類は冠木門 今日最も多く使用さる

四脚門 皇族以上のもものなり、士民の取るべき建築式にあらず

重門 徳川時代の大名などが表門に、多くこれを用ふ、冠木門はその頃假門又は中の口門に用ひたり

塀重門の一種 和洋折衷の建築等に用てよし

屋根附門 別邸又は庭園の入口等に用ひてよし、趣味ある構造なり

茅門 前條に同じ

木戸門 平民的構造なり、板屋根附あり、然らざるあり

石造門 洋館に相應す、又人造石にて袖屏まで造りしものあり、その構造法によりては日本造家の屋にも適當す、煉瓦を以て疊みし門に至つては、頗る惡趣味なり

門を述べし序に、塀塀の種類も并せいふべし

煉塀 大名式なり、今は建築するものなし、又煉塀の一種にして、其小口を塗りしもの、昔時は三家以上の格式ならては用ひ難かりしものなり、赤坂御所及び護國寺にその一部残り、寺院には今尙この建築法あり

源氏塀 雅致ありて且品格よし

角柵 土臺石を据えしと、堀立との二種あり、官衙學校などに多く見る所なり

笠木塀 これにも土臺を据えたと、堀立との二種あり、外觀は角柵に劣れり、普通の邸宅はこれを用ふ

吹抜角棚 板を張らぬものあり、丸太棚あり

建仁寺垣 竹垣なり、頗る趣味あり

四ツ目垣 外構には適せず

生垣 栗、杉、枳殻等なり、よく刈込みしものは風趣あり、又塀の上に高く青木の垣を造れるは沙塵を防ぎ、兼て火災の防禦となるべし

石塀 よきは御影を用ふ、又伊豆石などを用ひしものあり、洋館にも日本造にも適す

煉瓦塀 洋館の外適せず、主として倉庫などの外構に用ふべきものなり

表門と玄關の位置は、對向せしむるか、横向にするか、斜にするかの三種あり、これ主として土地の形状によるを以て、一樣にいふことは能はざるも、表門と玄關と對向するは、中間の樹木の植込なくしては餘に露面する嫌あり、西洋の家屋は門より入口まで距離あれども、日本の家屋は之に反し、表門と家屋と距離少なく、建物と裏口と距離遠し、彼方は庭園を、建物の前に設け、吾國は庭園を屋後に設くる爲なり、又支那の建築は、門と入口との中間に衝立の如き土塔ありて、城郭に於ける虎口の如き用をなせり、吾國の風にはかゝるものなければ、玄關を斜に又は横向にする方得策

なるべし

玄關は一家の首腦なれば、その身分に應じて嚴肅なるを可とす、式臺を設け、敷石を疊むは玄關の古式にして、張出して車寄となすは略式なれども、今はこの建築法を取るもの多し、これ車にて出入の便あればなり、又格子戸造りは下々町風にして、卸し戸は田舎式なり、雪國なれば車寄、格子造りは多く實用に適せず、故に卸し戸又は開き戸を用ふ

(二) 通路 表門より玄關への通路は、馬車の出入に便ならんとせば、馬車廻しの用意あるを要す、これには道幅を廣くし、樹木植込を設けて、直徑四間半より大なる圓の弧線を描くやうにすべし、これ内側にある馬の足度より算出せる最低度なり、中には表門より玄關までの長距離を、一直線に大路を通ぜしものあり、距離大なればこれにても宜し

この通路は主客の出入すべき場所なれば、臺所物置、その他凡て見苦しき場所の見へ透かざるやう、仲垣を設くるを可とす、又出入商人の爲には別に裏口を設けることとすべし

(三) 客間と應接所 客間は賓客を請じ、或は響應する場所なれば、邸宅中第一主要の

室にして、建築及び位置ともに良好なるを要す、之に關して左の如き注意を要するなり

- 一、客間は疊數の多きをよしとす、普通の住宅にありては、少くも八疊以上なるべし、二ノ間三ノ間あるは更によし
- 二、客間は庭園に向ふやうに建つべし、其方位は、北向を可とする説あり、これ居間を冬暖夏涼の南向となし、不時の來客を迎ふる客間は、北方にて足れりとなす、家庭中心説なり、尤もかくすれば、庭園の樹木の表を見るを得べく、且冬時は相當の設備さへならば、北側にても足ることなり
- 三、客間は玄關より近きをよしとす、來客が居間の一側を通りて客間に入るは、家族にとりても、來客にとりても、共に不快なるを免れず
- 四、客間の建築は、數寄を盡くすよりも却て正式なるを可とす、書院式ならば殊に然り、床柱に珍材を用ふる如き、室内に匾額を許多整並ぶる如き、共に避くべきことなり
- 五、客間に續きたる二ノ間三ノ間は、成るべくこれを併列するを可とす、又客便所は成るべく遠からざる位置に定むべし

應接所を客間と兼ねて一室を以て之に充つるは、その家の事情によるべし、若し二者を併せ置かば、これに勝る便宜なきことなり、應接間は今日の事情よりして、洋風建築を便とすれども、然らざれば日本室に椅子テーブルを備置くも可なり、日本家屋の性質として脱靴は致方なきも、洋服着の平座は、まことに始末悪きものなり

(四) 居間と寢室 是日當よき、小庭園又は庭園の一部に臨める位置を擇ぶべし、客間と間隔を置くは極めて好く、臺所と間隔あるは更によし、されど浴室、便所は近きを可とす、又居間を以て寢室となすは已むを得ざれど、客室、書齋と寢室は、成るべくこれを區別せざるべからず、佛間は特に一室を置くもよし、居間の一側に安置するも亦可なり

(五) 書齋 書齋は普通の生活よりすれば、多く書庫を兼ね、時には居間をも、客間をも兼ねることなり、されども居間、寢室を兼ねることは成くべく避くべし、第一書籍の保存上宜しからざるを以てなり、書齋は主として

- 一、家屋の全部と隔離するを可とす
- 二、庭園の一部に臨みて、日當よき室なるを要す
- 三、書籍の保存上風通しよきを利とす

四、濕氣を避くる爲め床下を高くし及び湯殿、臺所、便所等に遠ざかるべし  
五、通路及び隣家に遠き位置を擇ふべし

書籍の保存上に就ては、この他に擧ぐべき注意條項數多あれども、この項に切ならぬを以て、今は之を除くなり

(六) 小兒室と隱居所 小兒室と隱居所は、一家の中最も健康に適したる好位置を擇ふべきものなり、日當のよきこと、空氣の流通よきこと、濕潤ならぬこと、喧騒ならぬこと等は、その主として注意すべき條項にして、その他便宜上、便所に近きを要す

(七) 臺所及び勝手口 臺所は一家の生命ともいふべき、食物を調理する場所なれば、構造は便利と清潔とを保たざるべからず、之に就て留心すべきは

一、臺所は成るべく廣裕なることを要す、廣裕なれば従つて明るく、且つ清潔たらしむるを得るなり

二、水の掃口に注意すべし、汚水の貯溜するは一家の衛生を害すること大なり

三、食料保存の爲には、日光の直射を防ぐべし、即ち西向は最も避くべきものなり

四、煙出しのよきあしきに注意すべし、邦人に眼疾者多きは、臺所の構造あしくして、煙出しの方法具はらざるに、よるといふ

五、芥溜及び便所、湯殿と近接せざるを可とす

六、専用水道あらば差支なけれど、然らざるときは、井戸に近く位置を定むるを要す

七、鼠害を防ぐ用意の十分なるを要す

八、流し場は床より低く造るべからず、又揚板下に食物を貯藏するは不可なり

九、土間及床下は、成るべくタ、キを以て固むるをよしとす

十、貯水桶の位置、竈の位置、食料貯藏の位置とは、相隔離する如く造るべし

(八) 浴室、物置便所 浴室は火元用心より、成るべく本家と隔離するをよしとす、又空氣の流通よきことと、日光の直射することを要し、更に下水の排除を十分ならしむべし

便所は不淨の場所なれば、これ又成るべく本家と隔離する方可なり、其位置は

一、客間、居間等より見えざることを

二、日光の直射を避くることを

三、寒風の吹入らざることを

に注意するを要す、客室、居間より便所の見え透くは頗る不體裁にして、食時の際は

殊に不快を感じしむ、又日光の直射は臭氣を發すること甚だしく、寒風吹入るためには痔疾を起す患あり、これ等には板屏を造り、又は植込を植える等一種の防禦法なるべし

物置及び土藏は、便宜よき地を擇ふをよしとす、特に土藏は、或場合に於て日除とも、又風除ともなることあり

(九)庭園と中庭 後に庭園の條といふべし

(十)二階 二階は左の如き場合の外、建築せざるを利とす

一、商店

二、土地の狭き場合

三、殊に眺望上二階を必要とする場合

市街連檐地は、土地を利用する點よりしても、又外觀上よりしても、二階建なるを利とす、されども間取の便と、光線との必要より、總二階は不利益なり、表口を二階建となし、更に必要あらば別に裏二階を造るをよしとす、京阪地方の如く奥行深き住地は、その中間に中二階を置くもよからん

土地狭くして、又は地價地代等不廉にして、建坪を廣く取るに不利なる場合は、二階

建として間敷を多くする必要あり、この際にも左の如き注意あるべきことなり、

一、二階上は、客間、應接間又は書齋の外使用せざることを

二、二階下には、居間、寢室を設けざることを

三、階段は廊下、又は椽より昇降する如くし、室内より昇降せしめざることを

四、階段の板幅を廣くし、途中にて折曲げざることを

五、二階建坪は、平家建坪の三分一に過ぎざるやうにすること

高地の半腹、又は低地の住宅にして、眺望上二階建を必要とする場合、若くは隣家、樹木等の爲に、望界を遮蔽せられたるときは、殊に二階建を造つくるを可とす、この場合に於ても、猶前條の注意を缺くべからず、凡て二階建は、小規模の住宅としては、外觀よきも、大規模の邸宅には却て不格好なり、且つ大規模の邸宅にては二階建の必要なし、故に二階建は、小規模の邸宅に限るものとなすべきなり

### 第三項 如何にして家屋を建築すべきか

#### 第一 随意工事と受負工事

家屋建築の工事に二種あり、一は随意工事にして、他は受負工事なり、随意工事は普請主が技師と人物を信じたる工人に建築の全部を委任するものにして、舊時は凡てこの法により、今も出入の棟梁を有する大家は、半ばこの法によれり、建築を随意工事とせば、左の如き利害あり

#### 利益の點

- 一、時間と費用に制限なきを以て、工事者の特殊の技師をば十分に工事に發揮するを得べし、随つて精工なる建築には尤も適當なり
  - 二、この種の工事は、全然工事者の信用を基礎としたる契約なるを以て、工事者が不正の工事を爲し、又は不當の利益を貪る如き行爲は、絶少なりといふて可なり
  - 三、茶室、庭園等、凡て趣味を要する工事は、この方法に従ふを可とす
- 不利益なる點
- 一、時日を費すこと多し

- 二、費用を要すること大なり
- 三、若し囑託者宜しきを得ざれば、工事の粗雑と金錢の損失を免れ得ざるべし

之に反し、受負工事は、製圖及び使用書により、建坪一坪何程、又は合計何程と、最初より時日と費用とを工事者の責任として受負はしむるものなり、この工事の利害兩點を擧ぐるときは左の如し

#### 利益の點

- 一、豫定通の時日に工事竣成すべし
  - 二、豫定の費用を超過することなかるべし
- 不利の點
- 一、精工なる建築には、不適當なり
  - 二、趣味を主とする建築には、不適當なり
  - 三、不正の處爲行はれ易し

この兩者何れも多少の利害あれば、工事の模様と費用とにより、二者何れにか決定するをよしとす、又この二者を折衷して、出入の棟梁に受負はしむる等も一法なるべし、然るときは多少豫定金額を超過することあるも、工事を粗雑にする虞はなか



るべし

第二 製圖と仕様書

工事の何れたるを問はず、製圖と仕様書の調製は必要なり  
製圖には左の種類あり

一、取置圖

大體の設計配置を示すものをいふ

二、建圖

正面、側面、後面の如き圖によりて竣成後の形狀姿態を現はすものなり、一にこれを配景圖とも稱し、透視畫法によりて家屋の正面、側面を描寫するをいふ、又解説を容易ならしむるため、之に色彩を施すことあり

三、平面圖

家屋の間取、窓入口、壁柱等の位置を示すものなり、古き家屋の圖面は、大抵この平面圖なり

四、切斷面圖

家屋の要部を縦斷し、その内部の構造を知らしむるものをいふ

五、矩計圖

或部分の切斷圖にして、これにより各部の高さ構造及び軒先等を示す

六、足元圖

床組の構造を示す

七、小屋組圖

屋根の内部の構造を切斷面圖にて示すものなり

八、小屋組伏圖

屋根構造の桁梁の組渡を平面圖に示すものなり

九、天井伏圖

各室天井の模様を平面に示す

十、部分詳細圖

又現寸圖ともいふ、工事繁雜の部分に正寸にて示す圖なり

仕様書は、建築に要する材料の種類、構造、各部の切組に要する仕口、継手等の方法を

明示し、普請主と工事者相互間の契約に基き工事の程度を明白に記載せしものな  
り、この仕様書は

- 一、普請主と工事者の意志衝突したる時の唯一の判断材料
- 二、工事監督者の唯一の標準

なれば最も明白に、尤も精細に、記載すべきものにて、この不備より種々の紛擾と不  
利益とを生ずるなり、今左に、最も簡易なる仕様書の例を掲ぐ

住宅壹棟新築仕様書

一、建坪寄て幾坪

木造平家建日本風家屋壹棟屋根方形造り棧瓦葺内部は周囲壁塗板天井疊外部横板下見  
打付能瓦子生塗塗其他は別紙圖面の通り

本家軒の高さ石上より桁端迄何尺

軒の出柱中真より何尺

椽側軒の高さ石上より桁端迄何尺

軒の出前に同じく何尺

内

玄關 外部西洋風別紙圖面の通周囲壁塗板天井土間敷き土巾木板入

踏面何尺 一ヶ所 上り版石

高内法何尺 一ヶ所 玄關入口兩開腰唐戸立

横柱真々何尺 一ヶ所 應接間 西洋室内部周囲欄柵付壁紙張付及同上張付天井床拭板張巾木板付

高内法何尺 二ヶ所 外部窓硝子障子引建立同上欄間付

高内法何尺 一ヶ所 入口兩開き唐戸立

同 何尺 一ヶ所 片開き唐戸立

同 何尺 一ヶ所 中真飾ランプ釣り

圓徑何尺 一ヶ所 受付の間四疊 周囲壁茶大津塗板天井疊敷

高内法何尺 一ヶ所 玄關揚り口腰付紙張障子四枚建

横柱真々何尺 一ヶ所 書生部屋及客間界襖引違立

高内法何尺 一ヶ所 椽側界腰付紙張障子引違立

同 同 客間七疊 周囲壁茶大津塗板天井疊敷

何尺 一ヶ所 床の間 地板楓蹴込床

高内法何尺 一ヶ所 椽側界中硝子入腰付紙張障子四枚立

高内法何尺 一ヶ所 茶の間界兩面襖引違立

高内法何尺 一ヶ所 椽側界鴨居上紙張障子付櫛形欄間

高内法何尺 一ヶ所 椽側界鴨居上紙張障子付櫛形欄間

(以下この例による)

製圖と仕様書は、凡て専門家の手に委するを可とす、但平面圖の如きは、自己の所要と格好により、之を調製するも可ならん、この調製は最も容易にして、素人も猶之を爲し得ればなり

### 第三 工事監督者

受負工事は、普請主自ら工事に、經驗あるもの、外、工事監督を専門の技師に囑托すること尤も安全の方法となすなり、然らざれば、工事者果して仕様書の如くに工事を爲し居れりや否や、素人には往々判断を爲し能はざる場合なしとせず、又、随意工事と雖も、工事監督者あるを要すること多し、時には監督者の工事者と通謀して、粗漏の工事をなし、よりて普請主を欺瞞するものなきにあらずと雖も、普通の場合、監督者は普請主の爲に立働くべきものと見做すを當然とす

## 第三節 借家生活

### 第一項 借家の撰擇法

人の生活上、衣食と共にその三要素を組成する住居の點よりして、富の分配の状態を観察すれば、明に三時期を劃することを得べし、第一期は土地と家屋とが同じ所有者の手にある時期なり、地方の町村及び小都會は、今も尙この時期に在り、第二期は土地と家屋とが所有者を異にする時期にして、地方の都會及び東京の一部は即ち是れなり、この時期に於ては、富の分配の差已に甚だしく普通の生活程度にあるものは、家屋を有するを以て満足し、土地は凡て少數富者の手に歸したるなり、第三期に至れば、貧富の懸絶一層甚だしく、普通人は最早、家宅を有する餘裕だになく、之に於て所謂借家生活なるものを生じ、土地と家屋は、凡て高級の富者及び中級の富者の手に歸し、即ち地面持家作持なる一種の資本家を生ずると共に、無數の低級生活を營むものは、盡く借家生活を爲すを餘儀なくせられぬ、今の東京は恰もこの状態に在り

何れの國に於ても、土地は富の大なる部分を占む、日本の如き商工業の發達十分な

らざるものは、殊に然り、然れども耕地の如きは、年毎に豊凶の虞あると、毀損し易きと、小作米徴收の困難なると、地租の重課せらるゝとにより、之に資本を投下することを忌むもの多けれども、都會の邸宅地は然らず、わけて東京の如きは、交通機關の延長市の膨大、事業興起等の事情より、地價は年々騰貴し、現時の賣買價格の如きこれを明治初年に比較するに、概ね五十倍七十倍す、且つ耕地に比して監督容易に、現狀を毀損するの虞なきを以て、富者は争ふて資本を土地に放下する如し、唯それ地代の収入は資本に比して頗る割安なるを以て、勢ひ小資本家はこれを維持する能はず、凡て大資本の手に歸する傾向となれり、即ち都會に於て主要なる土地を購ふの困難は、遂に有利の株券を購ふ困難に勝れり、故を以て東京の邸宅地を有するとは、中産者の宜しく斷念すべきものなり

土地が富者の手に歸する事實は、左迄に痛痒を感ぜざるべし、如何となれば、土地は元來人の生活と間接の關係あるに過ぎざればなり、されども借家生活は甚だ不愉快なり、都市の美觀を保つために、造家制ありて家屋の建築法を制限する場合は、イザ知らず、堯階三尺の高さも、維摩十笏の寬さも、凡て人々の自由にして、家屋の制度極めて低き吾日本にありて、普通の生活をなすものが家屋を有せずといふ一事

は、頗る奇怪の現象ならずや、況して何時なりとも要求次第に立退かざるべからずといふ約束の下に、高き家賃を拂ふて不安の生活をなすといふに至つて、餘に侮辱せられたる生活状態に、あらずや、且つ土地には地上權を設定し得べきも、家屋にはかゝる慣習なし、故に或時或場合には、住むべき家屋を有せざる市民を生ずるに至らんも知れず、これ明に社會組織の不完全なることを示すものなり

借家生活は不快の生活なり、廣くして不必要なる室を有することあり、狭くして入用なる室を缺くことあり、馬なきものに厩あることなり、讀書家に書齋なきことあり、殊に貸家として建築せられしものは、その粗糙と不親切なる實に言語に絶せず、これ唯低廉なる家賃を以て貸付くる必要あるが爲なり、但しこの低廉とは、物と比しての低廉にあらず、只金額上の低廉なり、若し資本との割合よりせば、家主たるものは頗る割高の利益を收めつゝあるものなり

然れども不廉にして且不快なるこの所謂借家生活は、富者ならざる限り避け難き今日の生活法なり、故にこゝに借家擇擇の必要生ず、即ち家主が借家人を擇ぶとひとしく、借家人は殊に借家と家主とを擇ばざるべからず、その撰擇法は、主として場所間取家賃の上にかゝる

第一 場所

借家を擇ぶば、家屋の敷地を擇ぶに比して甚だ容易なり、これ貸家の數多きと、その機關頗る具はり居ればなり、尤も土地家屋の賣買の如き、之を取扱ふ一二の會社なきにあらざれども、若し其位置方位坪數等に特種の希望あらば、満足なる解決を得んこと極めて困難なり、之に反し、貸家は一區内に數ヶ所の案内所あり、又差配人ありて、大小廣狭心のまゝに擇び得る便あり、但しこの案内所の中には不正のもの少からざれば、多少の注意をなすこと肝要なり。

貸家を求むるに先づ場所を決定したる後、その地の貸家案内に就て搜索するを可とす、場所の決定は、第一職業と身分に就て異同なき能はず、例せば麴町及び赤阪の一部と駿河臺、本郷の一部の如きは、高等官吏、諸會社銀行の重役支配人、及び富人等の多く住する地にて、牛込青山には軍人多く、牛込、四谷、麻布には小官吏多く、本郷小石川には學者多く、牛込の一部に文人多き等、職業位置によりて其居るべき地を定むるを要す、又外勤者は出勤先きの遠近、及び交通機關の設備の有無に就て、多少の

斟酌あるべきことなり、大抵居るべき地には居るべき人に適當せる貸家ありて小官吏、小商人、貧民窟となれば、皆それに適當せる家屋と併せて附近にこれが供給者ありて、決して百需に事缺かぬ如くなり居れり、これ都會に特種なる便宜なり、尙詳しくは土地撰擇の條を參看すべし。

第二 間取

借家の場所を定むるは容易なれども、さて必要に應じたる、間取はといへば、中々に之を得ること困難なり、元來借家は

- 一、萬人向きに出來たること
- 二、成るべく敷地を減じたること
- 三、成るべく建坪を減じたること
- 四、疊數の割合に、押入、椽側等少きこと
- 五、外觀體裁を主としたること

等の事情あれば、第一特別の需用に適したる間取は、容易に見當るべきやうなし、假

令へば不用なる女中部屋ありて必要な隠居所なき如きは是れなり、且つ湯殿の設備は、或程度以上の貸家ならては之を具へざるもの多きを以て、家族少き人は多く湯殿を具へし貸家に住む能はざるなり、第二に土地を節約したるを以て、庭園なきもの多く、あるも猫額大の空地に僅少の樹木を植込みしに過ぎず、されば間數十以上、即ち中等以上の貸家にして、場所によりては全く小庭園すらなきものあり、第三建坪を減じたるを以て間敷の多き割に住居の便少なし、貸家建の平面圖は、大方正方形なるもの多きにて、この事實は明か也、第四貸家の家賃は、大概疊數の多少によりて高低す、故に疊數の多きを勉めて、割合に押入、椽側、少く、住みての不便は一方ならぬもの多し、第五外觀體裁を主としたるを以て、却て主要なる借家人の便宜といふことに頓着せず、打見たるところはよきも、住宅として都合宜しからぬもの多し

故に借家に好き間取を得んと思はゞ誤れり、借家生活は不快の生活なれば、生活状態の良好といふよりも、寧ろ家賃の低廉なるを擇ぶに利あり

### 第三 家賃

貸家の家賃は、場所と建築によりて大異同あり、尤も低廉なるは一ヶ月一圓八十錢位より、高きは百圓以上に及ぶもの少からず、されども需用多きは七十圓以下に多し、大畧醫師辨護士の如く、門戸を大にする必要あるものは、一ヶ月七十圓より少くも三十五圓の家賃を仕拂ひ、官吏にして高等官二三等のものは、又同じく五六圓の程度なるべし、其他中等生活を營む多數は、多きも三十五圓に上らず、少きも二十圓を下らざる範圍内にて仕拂ひ、これより下るものは、十四五圓より二十四五圓の家賃を仕拂ふ如し、元來收入と家賃との割合は、五と一、若くは七と一の比例を多しとす、故に月收百圓にして二十圓以上の家賃を仕拂ふは、他の生活費を節約する必要生ずべし、凡て家賃の額は、生活程度諸般の基準となり、多く家賃を拂へば、その他の生活費も随つて倍加する割合なれば、家賃は寧ろその仕拂ひ得る最低度に於てするを可とす

所謂勤人と稱するもの、即ち俸給に衣食するものは、その最低級に於て七圓以上十二三圓の家賃を仕拂ふもの多し、月收三十圓のものが、七圓の家賃を支辨するは、少しく困難なれども、現在の事實の上に、四五人の家族を有するもの、住むべさ最下

の家屋にても、尙七圓の家賃を要求せらるべきなり、即ち二戸建三戸建、若くは長屋建にして、二間を有する家は五圓、三間を有するものは七圓といふこと、普通の家賃なり、尤も郡部に接近したる交通不便の地となれば、これより、二三割低廉なるものあれども、神田、本郷、牛込、四谷のヤ、便宜よき地ならば、或はこれより以上ならんも知れず、こゝに於て六疊一室に一人半といふ如き割合は、到底實行し得ざる困難の問題となれり

地主家屋の騰貴と共に、家賃も亦比年騰貴しつゝあり、新聞紙最近の報によれば、東京の家賃は二十年間に三倍し、明治二十年に家賃二圓五十錢のものは、同三十年に四圓五十錢となり、本年即ち明治三十九年には、更に倍加して七圓となれりといふ、然も一家の収入は、平均して二十年前の二倍に上らず、生活上の不安は益々人心を壓迫し來るなり、思ふに就業の困難収入の減少は、次第に貧民の増加となり、一面には富者愈々富み、其跋扈跳梁甚だしきに至るを見れば、不安より生ずる危懼、嫉妬、憤怒は恐らく遠からずして破裂の日あるべきなり、經世家は今に於て鎮壓慰撫の方法を講ぜざるべからず

## 第二項 借家に関する雜事

### 第一 家宅賃賃の慣例

市内に於て家宅を借入れんには、普通の慣例に隨へば、保證人と連署したる證書を借家人より家主に差入るゝなり、その證書には左の如き事項を記載す

- 一、場所、建坪、建築の種類
- 一、借受の年限
- 一、家賃

一、家主の請求なれば、期限内と雖も立退くべしとの誓約

一、建物を毀損したる時は損害を賠償するか、又は原形に復して返附すべき要言  
この他に、左の三種の契約法あり

第一種、家賃の外、借家人より造作代を支拂ふこと、但し造作代を支拂へし造作は、借家人の所有となるべし

第二種、敷金若干を納め、その月の家賃は月の何日を期し、家主に支拂ふ約束

第三種家賃を前月末又はその月の初に前納すること

第一種は多く市街地の商店住宅に行はるゝ慣例なり、即ち造作料といふは一種の株の如し、商利多き地程、この造作料高くして、必ずしも其造作の實價に關せざるなり

第二種は普通借家の慣例なり、敷金は、大抵家賃一ヶ月分の二倍又は三倍とす、但し時としては五倍以上のものあり

第三種は、第二種の敷金を一ヶ月分としたるに同じ、これ等は家主によりて一様ならざるなり

近來間貸間借といふもの多くなりゆけり、これ人家の一室二室を借切る謂なり、その慣例は借家に同じ

第二 貸家案内

貸家案内といふもの、凡そ一區に四五ヶ所多きは十數ヶ所あり、この案内所には、貸家の位置、間取、料金を記載したる臺帳ありて、借家を求むるものは、料金を支拂ふて

この臺帳を見閱し、己が意に適せるものを手帳に記し留め、更に家主に交渉して賃貸契約をなすなり、されども中には、故意か無意かこの臺帳の加除訂正を怠り、借家人がこれによりて其場所を探り當て、之に交渉すれば、己に數日前新らしき借家人の移り住みしといふもの頗る多し、されども信用ある商店ならば決してかゝることなし、又時には、案内所が家主に交渉する手數をも代り辨ずるものあり、經驗なき人には極めて便利なり



### 第三章 家屋の美術的方面

#### 第一節 建築美

##### 第一項 その内容

建築は造形美術の一にして、その性質は羈絆藝術に屬す、故に厚世利用の側を離れて獨立すること能はずと雖も、埃及希臘の昔より、他の美術に先だちて發達し、全世界に數多偉大なる好典形を遺せり、されどもこれ建築一般に就ていふのみ、中に就て家屋の如きは、とりわけ實用を主としたる建物なれば、實用方面と美術方面とは全く主従の關係にして、粗糲なる日本家屋となれば、殊に美術上一顧の價値なきもの多し、唯それ本來に於て美術の一侧を有するを以て、尙二三いふべきものなきにあらず、且つ彫刻繪畫との抱合によりて、更に美術的内容を増加し得たるものあり、今これ等を合して、多少の研究を試みんと欲す

日本建築は、ガンガラ式、支那式、高麗式を少からず加味せりと雖ども、これ寺院塔堂その他少數の大建築にその痕跡を見るのみ、日本の家屋には、これ等の影響絶無といふも不可なし、尤も大内裏及び武家の書院造りといふ如きは、明に支那式を採用

したる跡あれども、これさへ今は純然たる日本的となり、明治以後は、わけて莊嚴なる大建築乏しくなりゆきて、現著なる外來の影響は、唯洋風建築法の劇甚なる勢を以て、日本家屋制を變更しつゝある一事のみ

されども石造煉瓦造の住宅は、今日の富の度を以て、一般の家屋制となさん望なし、日本は以後數十年若くは數百年、矢張り木造家屋を以て一般の家屋制と定めらるべきなり、然してこれにも塗屋造、日本造、洋風摸造若くは和洋折衷の數種ありて、一様ならずと雖も、無趣味なる洋風摸造の造家法を除けば、他は凡て純日本式、又は半日本式なり、故に家屋の美術方面といふも、主として日本家屋に就て論ずべし、家屋の建築表は、これを分ちて内容と外觀の二となすべし、この項には先づその内容より論究す

日本建築の内容は、床の間、天井、柱、壁、襖、障、杉戸、違ひ棚、書院、欄間、椽、窓、墨等より組織さる、然もその特色は建物、青墨、柱等にありて、又凡て直線を以て結び合されしは、全く日本固有の形式といふべきものあり、圓柱、圓窓の如きは、佛教と共に輸入せられしカンカラ式、若くは支那式ののみ

直線を以て結び合せし家屋は、木造建築上、必然の性質なり、今日本家屋の特徵たる直線の結合、即ち間取の方形、柱の方形、天井、床の間の方形なる、障子、襖の開閉自在なる根原を考ふれば、勢ひこれを木造の結果に歸せざる能はず、尤も戸障の開閉自在は氣候の清和これが一原因ならんも、これ木造家屋ならて爲し能はぬ造家法なり、已に戸障の開閉自在を必要とす、直線を尙ぶは自然の理なりといふべし、即ち日本家屋の實用、美術兩方面は、主として木造の賜ものなりといひ得べし、故に日本の造家法を改めざる限り、その木造は、經濟上の理由以外に、尙廢すべからざる有力の根據を有す

日本建築固有の美は、全くこの直線の結合にあり、直線の美の何の故に目に快きかは、此處にこれを説明し得ざれども、吾人が臆斷によれば、第一にその莊嚴なるにあるべし、嚴格なる書院造の如き、そのよき例證なるべし、と思はる、第二に、外景と、反襯の妙あるべし、簷、牙、高、啄の支那式は、餘に奇巧を弄せし痕ありて、吾人の眼に、快なからざるも、その一證なり

日本建築の美は、次に清潔にして淡泊なるにあり、襖、杉戸に花鳥の濃彩を描ける、これ寺院にありて調和せんも、住宅にありて調和せざるなり、大隈伯がその邸宅の襖に、單に銀沙を以て波形を描かしめしといふ、卓見なりとせざるへからず、柱、鴨居、天

井の、凡て木地のまゝにして丹碧を施さざる青墨の一塵をとゞめざる壁に文采を描かざる、皆清楚を以て佳致となさざるなし、これ日本美術の特色なればなり、日本建築の美は、其他に庭園と少からぬ關係を有す、これ、その開敞したる造家法が、外景を接引するに適したると共に、自然を娛む嗜好は、邦人の天性なればなるべし、然して庭園の美は後節にこれをいふべし、こゝには建築内容の局部に付き、その構造法の一斑を記載せん、

(一) 床ノ間 床ノ間は、近古の建築法として、客間居間の如き主要の室には、今は無かるべからざる裝飾となれり、元來床ノ間は佛家の押板より出てしといふ説あり、押板とは佛像を奉置する所なり、されども床ノ間の名よりして、支那北方の建築法たる床より出てしならずやと疑はる、床は板床あり、又土床ありて、燕室ともなり、又臥室ともなる、いはゞ造り附の寢臺の如し、これが日本に入り、初は佛家の用ふる所となり、後に武家に傳はりしなるべし、今日の建築法にては、嚴格なる室には必ず床ノ間違棚、附書院の三者ありて、室の正面、左の方椽に傍ひし所に床ノ間あり、これと並びて右側に違棚あり、床の間より左に折れて附書院を構ふを正式とし、これを本勝手といふ、又床の間、違棚の位置を置換ふを逆勝手といふ、その他茶室、及び略式の建築

築には必ずしもこの法によらざるなり

床の間の大きさは、普通一間より二三間に至り、大書院となればこれ以上のものあり、概して室の大小によりて定む、深さは三尺を普通とし、其構造法には種々の區別あり、その一斑を左に擧ぐ

- 一、**框床** これ正式の床なり、黒塗の框、又は唐木等にて、疊より一段高く置き、内部は疊又は薄縁を敷く、その縁は多く高麗縁を用ゆ
- 二、**蹴込床** 正式中の略式なり、構造は框床と異ならざれども、疊のかはりに椶の空板等の床板を張り、其一端を前に現はすなり、蹴込板は框、又は焼空等を用ゆ
- 三、**敷込床** 略式なり、床板を疊の高さに敷く、板は蹴込床に同じ
- 四、**壁床** 又織部床ともいふ、略式なり、多く茶室に用ふ、この構造は別に床の間を設けず、普通の壁面に横板を入れ、之に軸物を吊るす折釘を打ち、その部分のみ壁色を變じ置くなり
- 五、**洞床** 茶室に用ゆ、敷込床の一種にして、正面より床板を横に差入れしものなり、時には斜に入れたるもあり
- 六、**吹抜き床** 茶室に用ゆ、床の兩側を明り障子とし、吹抜くやうにしたるなり

七、釣床 略式なり、下に床板なく、鴨居のみ床形に造りしものなり

八、置床 尤も略式なり、持運びの出来得る床なり、まれには床板の下に、袋戸棚を設けしものあり

床柱は正式にいへば他と同材の角柱を用ふべく、異柱を用ふるは不可なれども、略式の床柱には多く異材を用ふ、その用材は普通紫檀、黒檀、鐵刀木、栢、百日紅、赤松、皮付の丸木、又は竹、棕櫚等を用ふ

二) 違棚 棚は必ず床の間に並びて設くべきものなり、普通は違棚と稱し、上に袋戸棚あり、下に地袋あり、中間に違棚を設く、されどもこれには四十八棚と稱する如く種々の變形ありて、違棚なきものあり、地袋なきものあり、或は地袋を通り棚として、違棚の代用をなすものあり、又床棚を并せ兼ねて構えしものあり、凡て一様ならず、最も略式のものとなれば、違棚なくして之を押し入としたるものさへあり、但し古き書院造には、床間の左に出入口を設けしものなきにあらず

茶室には床間あれども、違棚はなし、まれには床ノ間なきもあり

三) 附書院 附書院はもと僧家の書見するため、机にかえて造り設けしといふこと、家屋雜考の説に見えたり、床ノ間の左より折れて、椽側に張出したるものにて、高く

地板を入れ、下部は地袋戸棚とし、正面に小障子を建て、その上部は組障子又は透し彫摸様の欄間を設く、これにも亦幾多變形のものあり、略式には平書院ありて、地板を張出さず、柱と柱の中間に小障子欄間を設けしものなり、これが一層略式となれば、壁に隅切下地窓を設け、之に小障子を立つ、又下地窓に掛障子を用ひたるものもあり

四) 欄間 欄間は上の間と次の間の中間、仕切襖の鴨居の上に設け、正式には箴欄間を用ふ、箴欄間は黒塗の縁をとり、中間は細木を組合せて箴の如くなすなり、略式には彫刻又は透し彫の板を入れる、その摸様はその家の紋所、又は室の名、襖摸様との對を取りたる等、種々の意匠を凝せるものあり

椽側附の鴨居の上には、釣柱の左右に角柄窓、又は櫛形欄間を切り明け、これに障子を引くか、或は掛障子を用ふるなり、この欄間は明り取りの用をも兼ねるより、室内の欄間とは構造を異にせり

五) 壁 家屋の仕切には張付と壁の二種あり、壁にも亦、木摺壁と小舞壁の二種ありて、普通の日本家屋には凡て小舞壁を用ふ、その下地は細く割りたる女竹を縦横に編み、これに壁を塗るなり、よき建築となれば、巾六七分の割竹を編み附け、下地を造

る、これを眞壁下地といふ、下塗は泥土に砂を混ぜ、三四遍より六七遍まで塗り、その上に上塗す、上塗は多く砂の産地によりて同じからず、東京にては漆喰なれば漆喰壁、泥大津、茶大津、黄大津等あり、砂土は根岸土、大阪土等あり、その色合は襖天井等の地色と配合よきを擇ふなり

よき建築には壁の外に張附を用ふ、張附は壁紙の如く美麗なれども、日本建築の美所として、寧ろ壁の沈實なる色合を取るべし、床ノ間の莊嚴なる、青疊の淨らかなる、壁色の沈みたる、まことによき配合なり

(六) 疊 疊は疊床を造る藁の編數によりて、その品質を分つ、八通より十七通に及ふといふなり、表は備後、尾道、引通表、同六配、同四配、同三配、備中早島、同小髭、備前引通し及琉球等あり、疊縁は縁あるとなきとありて、縁無しは茶室等の上品の建築、又は粗造なる貸家、商店等の居間に用ふ、縁付にて普通は紺縁なれども、茶縁、高麗縁の品よきものあり、又疊の敷込方には一定の法ありて、殊に茶室はその式によりて異同あり、普通の室なれば、床前は床と並行して長方<sup>ながかた</sup>の形に敷くを法とす

疊には、洋風の飾附をなしたる室の外、決して毛氈類を敷込むべからず、但し居間等に、汚損を防ぐため敷物を敷込むはこの限にあらざ

七) 天井 天井は室内裝飾の同じく主要のものに屬せり、數奇を盡せる建築にては、鏡板、杢目等に木質の美を現はすものあれど、概して野卑なり、本式にては、格天井を用ふ

一、格天井 格縁を拵目に組合せ、板を張りたるものなり、又板違格天井といふは、板の木目を横縦市松形に張り合せたるものをいふ

二、上組格天井 棹縁を拵目に組み、其上部に更に細木を縦横に組合せ、板を張りたるものなり、以上の二種は、正式の建築法なり

三、猿頬天井 棹縁を一間四ツ割に入れ、板を羽重ねに張りたるものなり、普通によき建築に用ふ

四、棹縁天井 棹縁は一間四ツ割位に入るべし、小座敷となれば、一間五ツ割に入るゝもよし、これ普通の建築なり

五、鏡天井 棹縁なしに板を張りたるものなり、中には一枚板に數奇を見せたるもあり

六、張り付天井 紙にて張附けたるなり、支那の家屋にもよく見る所なり、その新らしき時は、皎潔にして心地よし

天井板は檜、杉、松、神代杉、黒部杉、屋久島杉、小笠原柘等を用ふ、その杢目、柾目等は所好によれど、色の配合は注意すべし

(八) 襖 襖にも等級數多ありて、その骨は木製なれども、上等は檜、榎を用ひ、普通は杉材なり、下張は西ノ内、美濃、清帳、半紙を用ひ、普通四遍、中等六七遍、上等は十遍位の下張をなす、上張は絹織物、更紗地、葛布、芭蕉布、紙地等さまざまあり、紙張にも鳥の子、間似合紙、樂水紙、大高、小高、畫仙紙、尙下れば雁皮、洋紙、大平紙等なり、地色は無地、模様墨繪、彩色畫等ありて、凡て建築の模様によるべし、縁は黒塗縁最も高尚に、其の他溜塗縁、木地縁等あり、召合せは定木縁と稱するを普通に用ふ、引手は金、銀、鍍金、銅、鐵、七寶等にて造り、形と模様は建築の程度と主人の嗜好とによるべし、柱、離宮に月形の引手を用ひ、大隈伯の早稻田邸に稻穂の形を使ひし如き、皆面白き意匠なり

襖の一種に中拔襖あり、その中央に障子を入れ、緞子又は紗等にて張りしものなり、奥座敷、婦人室等に相應す

(九) 障子 障子にも數種あり、腰付障子あり、水腰障子あり、繁骨障子あり、入子組障子あり、水腰障子は茶室等に多く用ひ、正式の建築には黒塗縁の腰高障子を用ふ

(十) 杉戸 杉戸は黒塗の框に、板は柾目又は杢目を鏡に入れ、繪畫を書きたるものあり、然らざるものあり、その長坪の上には竹ノ節と稱する一種の裝飾を施すなり、書院及び客間廊下椽側に之を用ふ

其他帶戸、舞良戸、棧戸、狐格子戸あり、されども裝飾用にあらず、雨戸の如きも亦風雨を防ぎ、盜賊を防ぐの用に立つるものなり

(十一) 椽 椽に疊椽あり、板椽あり、又土椽あり、疊椽は正式の大建築に用ひ、板椽は書院式の建築、及び疊椽の外側に用ふ、土椽は書院式にも用ひ、又茶室等にも併せ用ふ、椽板は凡て栗、梨、柳等の磨き板を横に並べ用ふるを常となせども、簡易のものは杉材の縦板なり、中には竹椽を用ふるものあり、その他これに漏れたるものは室内裝飾の初に併せいふべし

## 第二項 外觀

### 第一 家屋の外觀

建築上より見たる家屋の美觀は、ひとり其の内容にとゞまらず、外觀の美亦頗る價

値を多からしめ、或は少からしむ。外觀は家屋の儀表なり、單に生活の快よき點よりいふも、或程度までは外觀の美を具へざるべからず、然して家屋の外觀の美は、建築自身と、他物との調和との二問題に分かたる。

建築物自身よりしては、輪廓線即ち形の如何は、主として外觀の美をなし、更にこれを區分すれば、高さ、幅、屋根、軒先等皆これに與かる、今これを左に分組すべし。

(一) 屋根 日本建築の特徴は、主として直線を以て結び合せたる點にあること、已に前節に詳述せり、然れどもこれには一の例外あり、それは日本家屋の屋根の輪廓なり、神明造と稱する古代建築は、元より直線を以て造られしなり、その後佛教の渡來と相前後して、印度式及び隨唐の建築式輸入し來り、こゝに始めて曲線を建築の上に應用するに至れり、然も最もその痕跡の現著なるは、屋根に附せる一種の勾配なり、その勾配に二種ありて、反りたるものと膨らみたるものとあり、屋蓋の反りたるは印度支那の構造法にして、大建築及び層塔等には、粧飾として必ずこの反を附す、膨らみたるは恐らく日本特殊の構造法たらん、古き四阿造、破風造りにはこの式なしと覺ゆ、元來勾配の餘に反りたる屋蓋は、吾の風景と調和せず、故に簷牙の高く反りたるもの、即ち支那に普通の建築法は、吾國に入りて後、大にその勾配を緩ふせる如し、されど大建築の屋蓋として、方形造の一枚屋根は、餘に變化なければ、こゝに於て今の起り破風の如き一種の造家式出でしならん、この造家法は、もと神明造の如き古雅のものにあらずと雖も、よく西京の風物と調和せること、土佐、春日の古畫に、必ずこの風の建築物を粧點するによりて知らるゝなり、今はこの建築風大に衰へたれど、尙貴族以上の大建築と、普通の玄關にのみ、その係をとゞむ、屋蓋の形を以て區別せば、今日の日本建築に神明造、四阿造、破風造あり、以上は何れも神社、宮殿及び大建築にのみ用ひ、普通の造家法には、寄せ棟、方形造、切妻、屋根、葺卸等あり、今これ等の區分につき、單簡に解決を與ふべし。

神明造 古史に所謂底津磐根に宮柱太敷き、高天原に氷木高知りて建てませる日本最古の建築法にして、今は伊勢太神宮にその典型を遺せり、この他王子造といふもの、其他さまざまの建築式あれど、今は略せん、神明造の屋蓋は、千木をたて、堅魚を上げしものなり、朝廷の宮殿も元とこの風なりしかど、後に變れり。

四阿造 中央の棟より、四方に屋根を卸したる建築法なり、大内裏の造營は昔この風なり。

破風造 屋根の左右に破風を明けし建築なり、その建築は四阿造より後代なれ

ども屋蓋の形に變化ありて、後廣く用ひられぬ武家時代の書院造も、屋根は凡て破風造なり

寄せ棟 普通の造家法にて、屋根に一種の姿致を造るは、この式に限れり、普通の屋根を幾つも寄せたるなり、故にこの名あり

方形造 四阿造の勾配なき小規模のものなり

切妻屋根 破風造の上半を残して、下屋根を切詰めしが如し、普通尤も多きは此の造家法なり

葺卸屋根 庇を卸すべき所に、そのまゝ屋根を卸せしものなり

凡て屋蓋の形は、高く尖りしものと、平に廣やかなるものとあり、城樓、鐘樓、五重塔の如く、建築物の形が高く狭く、出來しものは、屋根の形も之に應じて、高さ方配合よく、之に反して幅廣の建築には、屋根の形も亦平に廣き方似合ふべし、元來一部の建築法を除けば、日本家屋の大概は直線を以て結び合せしなれば、三角形の屋蓋はこれと相配して一種輪廓上の美をなせり、これ日本家屋の建築にとりて注意すべき條項の一なりとす

二軒先き 軒先きは屋根の家屋より張出したる部分をいふ、これ日本家屋にとりて一種の裝飾なり、その勾配を附せざる普通の屋根には、鼻隠し打、淀打等の種類ありて、高等の建築には、一と軒、二た軒等の區分あり、二た軒とは軒先きの二重になりたるなり

(三) 屋根葺 古きは檜皮葺、木賊葺等あり、大内裏は檜皮葺の例なりしを、後には瓦葺に改まりぬ、瓦葺は佛教と共に渡來せし建築法なり、今は普通瓦葺を以て都市の建築法となし、雪國のみは柿葺多し、又海岸等風多き地方は、鯉魚木のかわりに石を屋根の押へとなせしものありて、荒淋びたる海岸の小村の如きは、これが一種の趣を添ふなり、茅葺は都會の建築法ならねど、別荘、茶室等の風趣を主とするもの、及び農家等にはこの制多し

金屬を以て屋蓋を葺くは、没趣味なり、庇に銅板葺或は亞鉛板葺を用ふるは、已むを得ずとして、その他は倉庫等にのみ用ひて可なり

(四) 家の高さ 家屋の高さは、土臺石より軒高までの丈法なり、この以上は屋根の高さとなる、この高さを定むるに、外觀の如何よりすることは、絶無なれども、高低は大に外觀の美に關係することいふまでもなし、實際には建築の高下によりて寸長を定め、又用材によりて高低を制限せらる



用材は、押角と稱して普通市場に販賣するものは、長さ一丈より畧四間に至り、多くこれを基準として屋高を定むるなり、床の高さはその建築により、又は地盤により一定せず、この高さだけ健康上に宜しきはいふ迄もなし、内法高は普通五尺七寸にして、五尺八寸、六尺、六尺五寸等これより上るものは、凡て高等建築に屬す、小壁即ち鴨居より天井の寸長は、室の大小によりて相違あり、最も低きは六寸位のものあれども、普通一尺以上を法とす、かくして軒高全長十一二尺を最低限となすなり、やゝ高等の建築となれば、十六尺より十八尺に至り、宮殿造の如きは、床高のみ或は十尺以上に及ぶものあり

## 第二 家屋と外景との關係

如何なる場合に於ても、建物の外觀は、四圍の景色と引離して見るべきものにあらず、市街連接地の家屋の如きさへ、尙連比の建築と均一を保たざるべからず、況んや山川樹木と關係を有する建築物にありては、位置、形状、高低、色彩共にこれと配合の宜しきを勉むるを要す、然らざれば建築そのもの、外觀は、調和を缺くによりてそ

の美を傷ふに至るべきなり、然して注意すべき第一の條件は、建物の位置なりとす

(一) 位置 建物の位置は、平地と不齊地によりて多少の相違あるべし、平地にある建築物は、樹木を主要の背景とす、今建物と樹木の關係をいへば

一、密林又は大森林は、これを後面に見る如く位置すべし、凡て大森林を背ひし建築は、遠望上その高さ、幅を減す、よりて成るべくこれと遠ざかることを利とす、日光空氣の關係よりいふも然り

二、疎林は、斜めに後面にあらしむるか、又は側面にあらしむべし、これ甚だ風致あるものなり、又低き樹木は、これを前面にあらしむるも可なり

三、高き建物が、四周の低き樹木中より挺起するも、亦頗る風趣あるものあり、五重塔の塔梢の樹梢を出てたる、或は九段の遊就館が樹林上に突兀たる如き、是れなり

四、建物の附近にある樹木は、凡て落葉木をよしとす、これに常綠木若干を點綴すれば可なり、常綠木の森林は、風防林としての外、日光を遮蔽し、眺望を没却する、不利益あり

等の如し、不齊地即ち丘陵、河沼、田畝等に接する場合は、大抵下に擧ぐる點に注意す

べし

一、丘陵に對しては、其高處よりも、中腹又は山脚に位置すべし又正面よりも側面に位置すべし

二、小流を前に帯びたる、風趣頗る可なるものなり、若し舟を行るべき大河長流となれば、その岸上の高處に位置すべし、芦葦、茫々たる間に、屋蓋の現はれたる、椽の高く出でたる、風趣は、風趣に相違なきも、水害と及び土地、溼の虞あるべきなり

三、田畝はこれを前にし、後にし、又一側とするも、凡て好風趣なり、唯低濕の地を避くるを可とす

(二) 形状と高低 平面の地には高き建物尤も外觀よし、山腹、樹側亦然り、凡て高低、形状は四邊の光景と調和するを主とすべし、喬木の間より、城樓の隱見するは趣あれども、東海道又は瀬戸内海の海岸に洋風建築の不調和なるなど、思ひ合すべし

(三) 色彩 緑深き木、間より、丹朱の社寺の見ゆるは莊嚴の景なれども、冬枯の林に白色の教會堂の不調和なる考ふべきものなり、水蒸氣多き日本の天地は、四季の變化のみならず、朝夕の變化亦多ければ、家屋の色の配合の點より、これに留心たるを要すべく、又落葉木多くして、春冬の光景一變する等、色彩調和上、これに、接應に、手段を考ふべきものなり

## 第二節 室内裝飾

### 第一項 繪畫裝飾

繪畫と彫刻は獨立の美術なれども、美術としての建築の一面は、常にこの二者の援助になりて光輝を生ず、若し建築より繪畫と彫刻を取去らば、索然として觀るべきもの少からんなり、然れども是れ大建築に就ていふのみ、日本普通の造家法は、多く繪畫と彫刻の助をからず、彫刻の如きは殊に用ふる所少なし、故に室内裝飾の上には主として繪畫上の裝飾をいふべし

日本の造家法に繪畫を應用するは、僅に張付の一部のみ、張付は一種の壁畫の如く、繪畫の美を建築上に施すべき唯一の裝飾地なり、されども普通の家屋にてはこれ

さへ多く壁に代用せられ、繪畫の試らるべき場所は、僅に建築の附屬品たる襖、杉戸、掛幅、額等に止れり

(一) 襖 襖及び袋戸に、金碧爛斑たる濃彩の繪畫を書くは、莊嚴なる建築には無かるべからざる粧飾となれり、然れども是れ前節にも述べたる如く、丹、碧を以て彩どる寺院等を除けば、日本固有の清楚たる趣味に合せざるものといふべし、日本の建築法は、梁桷塗らず、その本質を明さまに現はすにあり、若し或は之を塗るも、尙單に黒漆を以て装ふに過ぎずして、五彩相間して光華目を炫する如き色彩は、もと邦人の痛く好まざる所のものなり、ひとり人家の屏障上にのみ、之を喜ぶの理あらんや、床間の掛幅となれば、主として繪畫として鑑賞するにあれども、襖の如きは、假令雪舟正信の畫と雖も、いはゞ粧飾用のものなり、故にその色彩は清楚の致ありて濃厚ならざるものを可とす

然れども正式の建築に、水墨山水を書く如きは、頗る他の事物と調合を缺く、かゝる場合に金銀砂を以て淡泊なる模様を描くか、又は色彩の清楚なる模様刷の地紙を擇ぶべし、已むなくば花鳥山水の極彩色可なり、凡て裝飾の物質的貴重品を擇ぶは拙劣なる意匠なり、壁上の金銀紙は、その豪華を現はせども、決して趣味を現はざればなり

襖、袋戸等の繪畫は無意味なるよりも意味あるを可とし、統一なきよりも連絡あるを可とすることいふまでもなし、又疎密と色彩の配合も併せ考へざるべからず、今少し詳しくいへば

一 襖の繪畫は室の名に因みてか、場所に因みては、主人の嗜好に因りては、凡て多少の意味あるを要す、四季の間ならば、春に花、夏に納涼、秋に紅葉、冬に雪景など分ち畫くもよし、金、間銀、間は物質上の區別なれども、竹、間松、間は、襖の畫によりて分つを至當とするなり

二 襖の畫、その引手、袋戸の畫、欄間の模様、杉戸の繪等皆統一あるべきことなり、餘に之に拘泥するも却て趣味を没する虞あれども、何等の連絡なきは無下に拙し、譬は、襖に富士の遠景を畫き、地袋の戸に天人を畫き、欄間の模様を雲形となす如きは、明にその間に連絡あるなり、獨りこれ等の繪畫摸様の間に統一あるのみならず、庭園の光景と連絡を保たしむる如きは、更に一段の意匠なるべし、探幽の杉戸に觀瀑の李白を畫いて、ワザと瀑布を畫かざりし如きは、流石に大匠の用意なりといふべし

三、色彩と疎密も亦相關の關係を保たしむべきなり、探幽の名古屋城の天主臺に書いて、四枚の襖に梅の老幹を畫き、横枝二三枝、疎花五六點なるに、小さき袋戸に山陰修禊の密畫を畫ける如き、頗る疎密の體を得たるものなり、色彩の濃淡も亦これと同じく注意すべきことなり

(二)掛物 床間は日本家屋にありて、裝飾の中心地たるべき主要のものなり、隨つて之にかくべき圖幅の如きも、多少の注意を拂ふ要あるべし、如何はしき文晁、應舉の作を勿體なげに懸るは、寧ろこれなきを勝れりとなすなり、これにも正式の建築と略式のものとの相違あるべく、又同じ書院附の建築にても、平時と式日とは同じからず、左に心得の主要をかゝく

式日用 二幅對又は三幅對なるべし、新年用は日の出、松竹梅、蓬萊山等可なり、その他は福祿壽、鶴龜、又は花紅葉の双幅等宜しからん

平日用 建築に似合はしきものを掛くべし、山水は、殊に元格山水又は南畫何れの場合にも正式の室の裝飾に適す、人物花鳥はその圖柄と筆者によるべし、風俗畫は婦人室、又は燕室にはよきも、書院式の建築に適せず、又光琳風の繪畫も場所によりて相應せざることあり

茶室は粗畫、俳畫等よし、横幅亦可し、書幅は燕室、書齋、茶室の外は、裝飾用として不釣合なり

(三)額 額は元來室の入口にかくべき者なり、これを室内に掛くるは變則なり、まして二枚も三枚も並べ掛くるは尙更ら變則なり、且つ扁額のはじめは書なるべし、書を額面に仕立つるは一種粧飾の心なるべけれど、正式の室にはなきを可とす

(四)屏風 屏風も亦必要なる室内の裝飾品となれり、その制には六枚折あり、二枚折あり、又六尺屏風あり、小屏風あり、腰屏風ありて、一樣ならざれども、腰屏風の外は實用よりも裝飾を主とする如し、屏風の繪畫は襖にひきかへ寧ろ極彩色の花鳥など配合却て宜しかるべし、地も金地銀地よし

## 第二項 その他の裝飾品

室内裝飾として繪畫を除けば、他は置物、器什、及文房具なり、これを分てば床飾と机飾の二となる

(一)床飾 床飾は掛幅を中心として、中卓、花瓶、置物、花籠等に分たる。これ古き作法よりなれば一々種別、位置等定まりあれども、必ずしもこれに拘泥せずして可なり。但し茶室の如きはその流儀に従ふこと寧ろ順便ならん。茶式の方よりせば書院飾を基となし、これに押板飾、棚飾、臺子飾等の別あり、これを一々いはんは管々しければ、今は凡て省略に従ふ、唯左に裝飾品の二三を解説すべし。

卓 卓はもと佛前の卓子より出てたるべしと思はる。本來は器具を載する具なれども、今は一個の裝飾品となれり、その上には香爐を置き、下に小花瓶を載す、但し今は略式の卓子數多あり。

花器 插花の器なり、この種類には桃尻、ソロリ、薄端、把綿、野燈籠、角木、柑子口、經筒、逆蕪、中蕪、蕪なし、龍耳、細口、象耳、魚耳の各種あり、籠類には籐組、ひべ組、竹組等あり、又置花入、掛花入あり、竹類には一重切、二重切、三重切、尺八、置筒、吹貫、舟福祿壽、手杵、簀火、箆等あり、その他馬盃、塗手桶、檜杉、瓢箪等ありて、種類一々擧げ難きも、室の模様によりて置くべき花瓶の似合はしきや否やに注意すること必要なり。

香爐 金屬陶磁器あり、形には櫻香爐、穗尾香爐、スヘリ香爐、鞠香爐、袋足、不破、桶香爐、茶盃香爐、籬香爐、四方香爐、一葉舟根太、二重鹽竈、鳴鶯、獅子等の各種あり、飾り様は

一ツ足を前にす

其他茶器も亦裝飾品の一なり、棚飾には、硯箱、短冊入、源氏など同しく裝飾品の一となすべし。

(二)机飾 机上の裝飾は讀書子の結習にして、書房の光彩なり、硯石、筆墨、紙筒、硯屏、水滴の微に至るまで、物精奇にして色蒼古なるを要す、されどもこれ等のこと、一々ここにいふべきものならず、好事家唯宜しく搜究してその嗜心を充たすべきのみ。

### 第三節 園藝と盆景

#### 第一項 盆景

室内の裝飾品として、盆栽と盆景は缺くべからざるもの、一なり、庭園を有する住居にありては、勿論左までに必要ならざるも、尙一種の景趣と、別様の歴史を有するこの裝飾品は、床飾として、又書齋飾として、頗る有興味なると共に、雪國の如きは、冬

季に於ける唯一の娛樂なり、わけて庭園を有せざる住居にありては、これを措て自然の大觀に憧憬する趣味心を満足せしむるものなし、歐米に流行する屋根庭といふものも、別様の發達を遂げたる一の盆景盆栽なり。

盆景の種類には盆石、盆山、盆景の三種ありて、又盆景の外に盆庭と稱するものあり、然れども同一の種類のものとかく別稱し、稱呼の種類より更に別様の意義なる如く解し、成るべくこれに異なりたる意義を有せしめたるに過ぎず、これを一種とすこと當れり、若し強てその意義を分つとせば、左の如きものとなるべし。

第一 石を主としたるもの

自然石の姿態あるもの、又は多少人工を加へしものを置き、これに砂を寄せたるものなり、普通これを盆石といふ。

第二 石を主とし之に水を配したるもの

石の位置を主とし、これに砂を打ちて水に擬したるもの、即ち水石の配置を主としたるものなり、普通これを盆山といふも、盆石と何等の相違なきものなり。

第三 山水の景致を摸したるもの、即ち盆景なり、これ又第二の少しく複雑となりしまでにて、決して別種のものにあらず。

第四 盆景の更に進歩したるものにて、人家樹木を象とり、時には禽鳥等までも

配置す、これを盆庭といふものもあるも、以上を通して盆景と稱するも不可なし、以上の如き區別は、殆んど區別といふに足らず、されどもその形式上より分別せば、庭園の如く同じく形式の盆景、寫景の盆景となすを得べし、中に就て寫景を主とするものは、自然の風景を形似するに勉め、山容水態、樹木の疎密、人家の點綴まで、成るべく自然に近きを喜び、形式を主とするものは、石の立て方、波の打ち方まで、或る定まれる方則ありて、これを正式の建築物の粧飾に用ひ、又は吉凶の儀式をも飾るに用ふ、今この二種の區別に従つて、方式の大略を解説す。

第二 形式上の盆景

(一) 流派 流派は形式及寫景の兩種を通じての流派なれども、主として形式の盆景に流派なるもの、特色を存せり、その種別は

- 竹尾流 風早流 日野流 相阿彌流 光悦流 清原流 建山流
- 寶生流 生田流 宇田流 石州流 遠山流 高野流 細川流

の十四家にして今はこれを細論する必要なし

(二) 器具 器具は主として左の如きものを用ふ

盆 陶磁器なり形は小判形、楕圓形、扇の地形等多く、隅切菱形等は多く使用せられず、足は附きたるあり、又附かざるあり、附きたるものも極めて低し、元來盆景は盆栽と異なりて、凡て平面圖に造る法なれば、盆の丈は成るべく低き方宜し、盆の地色は濃色のものよく、黒色、濃綠色等多く用ひらる

羽根 羽根に寄羽根、浪羽根、打羽根の三種あり、凡て軸に嵌めて用ふ

月打具 これに平打、抜打の二種あり、平打は多く満月に用ひ、抜打は上弦下弦の月を打つに用ふ、故に又三日月打ともいふ

定規 線定規、橋定規、打定規、寄定規等の別あり

浪打具 銅製なり

匙子 同上

篩 砂及び小石を篩ふに用ふ、金網のものあり、紗張のものあり、金網は五分目を大とし、次第にこれより下る、紗張は凡て金網のものより目細し

(三) 砂石 石の立て方には置石、添石、積石、散在石、粟石等の區別あり、又用ふる所の石

の種類は、那智石、薩摩黒、鑽石、孔雀石、瑪瑙紅石、玉髓、黃寶石、柘榴石、霰石、水晶、蛇紋石、螢石等なり

置石 は五寸乃至七寸五分の大サにて、高サ三四寸のものを用ふ、盆景の主石にして、山岳、島嶼等を形成す、普通は那智石を用ふ、又死石を忌み、海石は使用せず

添石 根ノ石たり、色は置石との配合宜しきを取る

積石 島嶼の一部を積立るとき用ふ、直立五六分より一二分に至る

散在石 海面に散在せしむるものなり、色は普通に茶褐色を喜ぶ、大サ直徑一分又は一分半より三分半に至る

粟石 洲の岸邊、又は島の岸邊等に用ひ、并せて添石と添石との間を繋ぐに用ふ、又砂は石の如く盆景の主位には立たざるも、その用途は極めて廣し、これに浪粉、貝殻、珊瑚片、鱗、粉等の區別あり

浪粉 尤も多く使用する砂なり、浪、月、雪、雲、雨、小島、遠山、霞は皆浪粉を以て打つなり、其色は白けれど、必要に應じて着色す、これを色粉といふ

貝殻 同じく白色なれども、大小粒に差あり、海濱の景又は潮干の時に打つ

珊瑚片 棒状の粒にて、紅葉を打つときに使ふ、その色は赤し

鱗狀粉 瑪瑙の粉末又は玻璃雲母の粉末にして、島又は海岸を打つときに用ふ

(四)打方 砂を打つといひ、石を立つるといふ、こゝには概して打方として一括す

砂打方 盆景の見立は石をさきとし、次に砂を打つ、砂打の方は様々にして一様ならず、四季の打方あり、浪、月、晴、雨、雲の打方あり、その枝に熟せんには、別に専門の書に就くをよしとす

石立方 四季の立て方あり、四季によりて色の差あり、又神事、佛事、祈禱、祝言等には石の擇ひ方、立て方あり、又これに五徳、三威等の説あり

### 第二 寫景の盆景

寫景的盆景は、一に盆庭ともいふ、即ち鉢山水なり、この種の盆景は、形式なきにあらずと雖も、主とする所は自然の光景を形摸するにあるを以て、砂石の如き無機物のみならず、主として草木を生植して自然の樹木森林を象とり、又焼物の人家、宮殿、社寺、樓閣、亭榭、橋梁等を假設す、形式的盆景の如く清肅莊嚴ならずと雖も、一種の園藝上の遊伎として頗る興味あるなり、土砂石草木は自身これを培すべく、焼物はこれ

を鬻く商店許多あり、これに就て購ふべし

(一)土 寫景的盆景は、草木を生植するを以て、主として土壤の撰擇を必要す、その種類は左の如し

忍土 草類の生育によし

黒土 武藏野とも稱す、色は黒き程よし、粘り氣なし

赤土 百合、萬年青によし、質は堅くして粉末となし難し

黒ぼく 黒土の堅きものなり、細末となし難し、槌にて碎き篩にかけて用ふ、黒土よりは少しく赤し

黄土 水の通よく植物の根を腐敗せしむるが如きこと少し、赤土野土と混じて蘭蘇鐵になし

眞土 さらくして色黒し、水仙、柑子類に適す、砂の混じたるは芍薬によし、其質乾燥し易きを以て、盆栽には不適當なり

砂土 白きをよしとす、赤黒のものは宜しからず、又海濱の砂は用ひ難し、草木を枯死せしむる處あり

田土 林檎、桃によし、之に黒ぼくを混ずれば、朝顔、櫻草、松葉牡丹等に宜し



引する力あり  
けとふ土 鹿角菜と練合せて石形となし、これに葱石蓴等を栽るときは水を吸

引する力あり  
肥土 肥料のかわりに使用する

陰土 下肥と油糟とを混ぜれば木を栽ゆるによし、但し草には宜しからず、花を生ずること少ければなり

以上の土類中、盆景の庭地は、主として黄土を用ひ、又けとふ土を用ふ

(二)石 石には種類なし、小石は根岸、天神御、影等を用ふ、色はその景との調和を考ふべし、又砂は普通のものにてよし、色砂はこれを染めて用ふ

(三)草木 普通使用の草木は、小松、杉、玉杉、岩、小手毬、雪柳、檜、樺、楓、黄楊木、楡、土茯苓、蓮翹、龍毛、苔等なり

松 黒松、赤松、垂松、黒髭毛松、赤髭毛松、銀杏松、海松等の種類あり

杉 密植したる實生をよしとす、又玉挿すにしたるもよし

檜、楓、樺、樺

以上は皆實生なり

楡 挿木にすべし

黄楊木 全上

雪柳 根分にするもよし、又實生もよし

苔 房州石又は伊豆石に生ずる、平滑なる一種の苔なり、又天鷲絨苔の名あり

(四)山 土にて築き、又は石にて築く、焼物を用ふることあれども、可成然せざることよしとす

### 第二項 盆栽

盆栽は盆景と異なり、純然たる園藝術なり、これを室内の裝飾品とすることあり、又室外に置くことあり、近來は一種の流行品として勢力を占め、其價格又随つて騰上せり、盆栽はもと庭園の餘地なき住居をなす人、又は雪國寒地に於て花木を培養する手段たりしも、今は園藝の一種として、樹姿の風致あるを尙ひ、尺寸の幹枝よく數百年の風霜を経たる蒼老勁古の姿あるを主とす、故に福壽草、百兩金、萬年青の三鉢を並べて福祿壽に象とり、新年の床飾となすごときことは、流行せざることなれり

(一) 盆 盆栽の盆は、主として陶磁器なり、又本鉢、石鉢あり、その形よりしては朝靨鉢、鏡蓋、黒罌、白罌、孫飯桶、蘭鉢、角盆、菊鉢、透腰盆、萬年青盆、石臺、六角鉢等あり、産地には京赤らく、京黒らく、伊萬里、古伊萬里、尾張等あり、その他各地より種々の焼物を産す、鉢の色と形は、植ゆる所の植物により異同なかるべからざるを以て色、形、模様は、これによりて撰擇すべし

(二) 盆臺 盆臺は鉢を載する器なり、これに脚附きあり、然らざるあり、長臺あり、方臺あり、圓臺あり、又椎朱、蒔繪、青貝、珍木等種々のものあり、鉢の形と色とによりて、取合せよきを擇ぶべし

(三) 置床 盆栽の置床は住居の模様によりて屋根上、椽椽下、押入等何れに之を設くるもよし、餘地多き住居なれば、中庭、庭園の一部に置くもよし、凡て日常風當に注意すべく、又保温の上に注意を怠るべからず、わけて暖地の草木よ、この用心極めて必要也、又時として暖室の設備を要することあれども、これ専門の園藝家の事業に屬するを以て、こゝに之を掲げず

### 第三節 庭 役

#### 第一項 家屋と庭園の關係

日本の庭園は、獨立して見るべきか、或は建築物と離るべからざる關係を保つものが、これを決せんには、先づ日本庭園の性質を研究せざるべからず、普通日本庭園を分別して三種となし、山水を模したるもの、平庭、茶室の庭の三となせども、これ形式上の區分にして、性質上の區分にあらず、故にその性質により之を分ちとせば、凡そ左の二種となるべし

一 自然を模したる庭園、即ち寫實と否とに關せず、自然を依倣するを目的とせしもの

二 自然の依倣以外、即ち自然の欠陥を充さんとして、人工に就れる庭園

自然を提したる庭園には、その性質として、建築を装點する必要な善なり、然れども、實際は然らず、これ庭園を以て觀望の地となせども、散策の地となさざればなり、故に日本の庭園は、必ず一個の視點を有す、即ち山の陰陽、樹の向背、水の左右、必ず或



のとあるべし、青柳氏の金銀閣寺を以て、庭園中の一裝飾物なりと斷言せしは、かゝる理由に基けるならん、されども庭園に於ける木竹泉石の配置が、凡てその建築物の或一點に集合する如く造られしならば、單に庭園の美を認めて、これを主位に置くが如き輕斷は爲しまじきことなり、記者は金銀閣寺に就て之を調査せしことあらねば、今は青柳氏の所論を批評せざるべし。

日本の庭園は、多く座して看るを法とす、是れ多く小規模なればなり、左れども金銀閣寺の如く、庭園の比較的、大なるものは、視界の廣狹に、數層あるべく、その三重閣を築きしは、或はこの視界の、最小、最低、限と、最大、最高、限と、及び、其中、位との、三者を接引する爲に、せられしならずや、とも疑はるなり、古人の經營は、往々にして、不用意の地に、許多の用心あり、素人のこれを、輕々に、見て、妄斷せんは、如何あるべき云々(繪畫叢誌第二百三十五號)

金銀兩閣は、果して庭園を主とし、建築物をその裝點とせしや否や、今容易に斷言し得ざるも、單にその規模よりいふに於ては、庭園を主とせりといはんは、穩見なるべしと思はる、されども同じく庭園を主となすも、建築物より見るべき庭園なるが、庭園より見るべき建築物なるかは、今こゝに論決せざるべし、聞かほしきは、建築者の

目的なり

(二)以上の如き特殊の大庭園を除けば、普通のもの、は凡て建築を主としたるものなり、即ち住居より見るべき庭園にして、庭園より見るべき建築ならず、尤も建築その物と雖ども、少からず庭園の風致に影響するを以て、成るべくこれと調和を保つべく造られしは、必然の理なり、又庭園中に築かれし小亭子、阿屋の如きは、これ景中の一裝點なり、こゝにいふ建築物と與らず

## 第二項 日本庭園

### 第一 地形

獨り日本庭園のみならず、凡ての庭園は主として其地形により異同あり、平、豁、なる市街地の如きは、故らに高低の丘陵を起伏せしめ、自然の風景を摸倣し、紅塵十丈の底別に、縹、青、綠、白の新天地を造るも、可なれど、西京の如く、四面に山岳疊重し、滴る如き青翠の色は、坐がらにして望むを得べき地にありては、成るべく、樹を高からしめ

ず、垣を低からしめ、この四近の風景を接引する必要あり、凡て山川の勝概に富める所は、かくすれば勞せずして庭園を多趣味ならしめ得べし、之に反し、支那大陸の如く、茫々漠々たる廣地にありては、眼の變化を主とし、成るべく醜怪なる土石を重疊し、配置し、樹竹花卉に到るまで、凡て異様にして綺麗なるものを選び、これを煩さげなる程に排列し、以て園外の天地と反襯の妙ならしむべし、支那の庭園の煩鎖にして曲折多き主としてこれが爲ならん、又支那人が箱庭の如き西湖の風景を絶稱するも、これ等の故なるべし、凡そ人工の妙といふは、自然の大觀を摸倣するか、然らざればその缺陷せる地に向つて、これを補足する如く、意匠の奇を運らすにあり、西京に平庭多く、東京に築山多く、支那に曲池奇石を點綴せし小庭園多きなど、皆その理に基けるなるべし。

## 第二 風土氣候

次に風土氣候も亦庭園の進歩に關すること大なり、北方の雪多き國は、冬時庭園を觀望する娛樂を缺くを以て、庭園よりも寧ろ盆栽に嗜好を有し、北方支那の巨第廣

邸は、多く珍異なる小植物を有すれども、その庭園には却て見るべきもの少き等、明なるこの例證也、又英國の如きは、濃霧と酷寒の爲に、室外の娛樂少なく、國民の多半は、暖爐を圍んで家族團樂の樂を味はひ、隨つてホームを唯一の快樂となすも、庭園の如き、屋外趣味に興味を有するもの少しといふ、之に反し、伊太利の如き南歐輕快の氣候を有する地となれば、その貴族中には、文藝復興時代の、莊大なる庭園を有するもの數多くあり。

日本の建築と庭園も、共に氣候と關聯せる點少かのず、住居の凡て開放的なる、庭園の凡て前面を廣く取れる、これ戸障子を開放して四時遊瞻の便あるが爲なり、又、多、常、緑、木を栽ゆる如きも、これ冬の期節となりて、草木の落葉したる後、尙、庭園を、索、漠、ならしめざる用意に基くべし、かゝれば日本の庭園は、冬期と雖も遊覽の見に供せられつゝあるなり。

## 第三 種類

日本庭園の種類は、前に少しく述べたれども、今これを細別すれば左の數種となる。

べし

一、或風景を模したる者

二、詩歌中の趣を寫せるもの

三、全然空想より生み出でしもの

(以上は意匠の點よりの區別)

四、形式的

五、寫景的

(以上は方式上の區別)

六、築山

七、平庭

八、茶室の庭

(以上は歴史的區別)

この他流派よりして、四條流、嵯峨流の區別あり、四條流は後嵯峨院の庭園を好ませ給へしに起り、嵯峨流は夢窓國師の築ける、嵯峨天龍寺の庭園に式を取れり、今次第を逐ふてその略説を試みる。

一、漁融大臣の河原院ノの庭は、陸奥の鹽竈浦を模せしものといふ、されば浪華の浦より湖水を運び寄せて、螢女が潮汲む様を庭園の上に寫せしとぞ、又後白河天皇の法住寺の御苑は、天皇熊野の三社を信じ給ひる餘、その風景をこの境内に移して、並せて新熊野神社と那智の觀音を勸請あらせ給へしといへり、これ最も故き例なり、その他瀟洒の八景を寫せしもの、五十三次を寫せしもの、近江八景を寫せしもの等、徳川時代の大庭園は大抵その取景に扮本ありて、中には工人の意匠に出でしものあり、れど、その多數は皆この種の風景を模したるものなり、後樂園、佐竹邸、松浦伯の庭園の如き皆是れ也、向島の小松島といふも、亦松島を模したる心なるべし。

(二) 詩歌中の趣を現はしたる庭園は、桂ノ宮を以てその好適例とすべし、同園中の月波樓は、白樂天の

湖上春來似畫圖 亂峯圍繞水平鋪 松排山面千重翠 月點波心一顆珠  
碧毯線頭抽早稻 青羅裙帶展新蒲 來能拋得杭州去 一半勾留是此湖

の詩意を取りしものといひ、又松琴亭は三十六歌選の齋宮女御の

琴の音に逢の松風通ふらし 何れの緒よりしらべそめけん

の和歌よりその意を取り、その周圍に數多の松樹を植ゑたりといひ、園林堂は、無量

壽品の經文中の

我此士安穩天人常充滿 園林諸堂閣種々寶莊嚴

の一節より取りしものといふ、此の如く詮索せば、この他にも尙幾多の例あらん  
 (三) 全然工匠の空想より出てしものは、以上特殊のものを除けば、其他は凡て是れ也、尤もその一部々々をいへば、自然の風景中より撮取せしもあるべく、詩歌又は繪畫より撮取せしもあるべく、これを全然空想中の産出とは爲すべからざるも、かくては空想の價値の上に問題を移すことになれば、これを姑らくこの種類に屬すべきものとして、更に他の分類に移らん

(四)(五)の二種別は、繪畫叢誌に出でたる塚本工學博士の説を引用すべし

庭には公園と私園即ち住宅の庭と二つあつて其兩方を引括めて又た二種の趣味に分れて居る其の一つは形式的庭園他の一つは寫景的庭園先づ形式的庭園と云ふは生帳面な造園法で大體の配置をシメトリカルに取る即ち中央から右左を大抵均しく圓とか三角形とか云ふ極まつた形に割付けて芝草などを植ゑる樹木も列を揃へて植付け又は木で以て鳥の形孔雀とか何とかを拵へて見たりするので其の極端なるものになると餘り人工的で俗惡厭ふべきものがある巴

里のベルサイユの公園などは此の形式的公園の一例で此の式の歴史は羅馬時代から起り今日猶ほ其の系統を追ふて居る夫から次の寫景的或は自然的庭園の方になると前のは全く反對で途はあつても自然の風に之を曲げ地面にも高低がある木も草も皆混淆さして森もあれば林もあると云つた全く自然其の儘の風致を摸したものだ其の大規模なるものに至つては殆んど一大森林になつて賓客を招待して獵をする所もあり鹿などは澤山居つて此の中に入れば至て天然の森林へ入つた心がする之れは専ら英米に行はれて居つて一名英國風庭園と呼ばれ英國のキュー公園紐育の中央公園などは皆な此の式で十九世紀の半頃から専ら流行して居る

日本の庭園も亦多少この區分あり、もとより截然たる分別にはあらずと雖ども、大内裏の御苑及び書院庭、禪寺の式の庭と稱するもの等は、凡て形式的庭園と稱すべく、その他のものは寫景的庭園なることいふまでもなし、紫宸殿前の南庭は、御階の左右に櫻と橘を植ゑしのみ、その他は白沙を敷けり、清涼殿の御庭も亦吳竹臺、川竹臺の二株の竹を植ゑしのみにて、一面に白沙を敷けるものなり、書院の庭といふもその多數は許の如く、白沙に箒目を入れたるのみのものなり、今式の庭の一例とし

て、左に金地院の鶴龜庭と、南禪寺方丈の虎ノ子渡しの庭とを紹介すべし。南禪寺は臨濟宗の本山にして、開祖は大明國師なり、昔時弘安の頃龜山上皇此地の風光を愛て給ひ、離宮を此地に營みて泉石の致を改め給ひ、後に聳ゆる獨秀峯を大背景となして、駒瀑を落し草河を流し、樹石の位置をよくして美はしき庭園となりしが、其後數度の回祿を經、且つは時月の悠久なる、痛く荒涼のさまとかわり、今は遠州の作と傳ふる方丈の南なる虎ノ子渡しの配石のみ残り

この庭は前面一躰白砂を敷き、これに豎に簪目を入れ、後面には一株の喬松と、楓椿其他若干の樹木と、數點の石とを配置し、虎の子を負ふて河を渡る圖に象れるものなりとぞ、樹石の布置、向背は、凡て佛家の理に基きしものにて、一種の形式を構成し、後、築庭の標本となれり、御室の龍安寺にも亦この虎ノ子渡しの庭相あり、南禪寺の庭と並稱せられし、好事家の奉じて此種の庭相の規矩となすものなり、淇園の題して、一庭、空、曠、白、砂、平、頑、石、誰、鋪、形、勢、成、宛、似、昔、時、渡、溪、虎、といへるは、よくその景趣を寫せしものなり

金地院は南禪寺寺坊中の一なり、その客殿は桃山殿の遺材を以て作れりといふ、この庭も石組を以て主とせる式の庭相にして、配石は心といふ文字の形に置けるも

のなりとなん、前面は例の如く白砂を敷き、その上を建物の棟と並行に、七條の長さ横線と、波模様とを簪目にて入れたるなり、これを鶴龜の庭と稱へ、小堀遠州の作と傳ふ

(六) 築山の庭園は、自然の丘陵等によりて築山となせるあり、又全く人工を以て假構せるあり、西京には甲のもの多く、東京には乙のもの多し、これ兩都の地形これをして然らしむるなり

(七) 平庭には大規模のもの少し、大抵樹木と石配とを以て風致を造るなり、稀には泉水を湛えしものなり

(八) 茶室の庭は平庭の一種なり、又時には築山あるものあり、大庭園の一部に設けし茶室例せば、青蓮院の茶庭の如き是れなり

#### 第四 築庭法一斑

築庭法は築山、平庭、茶庭の三種に就き、これを略説すべし

(一) 築山 築山本來の意味は、所謂庭上の小假山にして、人工になりし義なれども、種



類の條にあげし如く、山腹又は山麓に位置したる建築物は、往々自然の地形を利用し、これを以て築山に當るものあり、唯東京の如く比較的平坦の地のみ、全く人工上の小假山を作爲す、この場合に於ては、左の如き注意條件を要とするなり

一 多少の高地を利用するは、勞力を省く點に於て非常の利益あり、されどもその前面は建物と並行せざるべからず

二 假山即ち築山は、山の全形を露出するものなれば、向背起伏は主として自然の山形を象とり立ち、峰となり、延いて巒となり、透迤して岡となり、懸つて、畦となり、潛んで谷となり、嘴の出入、土の豊殺、石の疎密、さて、凡て、自然の大觀を攝取して、これを寸尺の地に配置せざるべからず

三 山形に起伏あるは、これをして、姿態多からしめ、山面に出入あるは、これをして、幽邃ならしむる利益あり、築山は、狭き地域に大なる自然の風景を寫すにあれば、一木一石の微もその配合を忽にすべからず

四 山岳峰巒の遠景を取入る、便ある地には、築山をその前景として點綴すべし、かゝれば、遠近は勞せずして、望中に、接引せらる

五 かゝる後景なきときは、庭内に遠近を造るべし、その法は、前面に植ゆる所の樹

木を層々相重なる如くし、後面の築山も亦成るべく、數層に形を造るべし、南書家の層巒重巒を畫く法は、取つて、その規矩となすべきものなり

六 又山麓山腹等に位置したる庭園、即ち山巒の一侧を前景としたる庭園は、これと建物との距離にもよれど、多くは山の全形を望むこと能はざるものあり、かゝる庭園には、平遠又は高遠の風致は望むべからず、幽邃閑寂を主とするを可とす

樹木の配列及び石の位置、池又は川の形狀方向等に就ては、左にその大概を記す

一 樹木の位置は、その疎密高低の宜しきを得ると否とにあり、疎密の度は、前なるもの必らず疎に後にあるもの必らず密なりといふにもあらず、式の庭には、これ等に種々の方式あれども、大庭園は主として自然の大觀を寫すを主となせば、餘に煩瑣なる形式には、依倣せざるをよしとす

二 樹木は、凡て、樹性を識りて、後に、その用途を考ふべし、孤生するものあり、疎生するものあり、密生するものあり、又、叢生するものあり、楊柳、葦、葦の屬は、叢生し、竹は、密生し、その他の木は、多く、孤生し、疎生す、又、樹性に、陽性のものあり、陰性のものあり、葦、葦は、高燥の陽地に生せず、梅、櫻は、山澤の陰地に生せず、これ等も、樹性

を辨へてその位置を定むるにあらざれば、常に樹身の枯損を來たすのみならず、庭園の風致を害すること夥し

三、各種の草木を雜植えて風致あることあり、然らざるを可とすることあり、山櫻、辛夷、山吹の如きは、叢林中にあるはよく、梅、百日紅等は孤生するを宜しとし、楓、桃の如きは、二三株又は五七株相依るを可とす、古詩の「竹外一枝斜更好」の如き亦好風致なり

四、平庭、茶庭の如く、樹石の安排を以て装置となすもの、外は、石は多く配置せざるを可とす、瀧のかゝり、島の左右、池邊、山間の仄徑等には、巖石の安排を缺くべからざれども、それさへ餘に煩はしからぬを上とすべし

五、山に傍ふたる石は、時つべく、水に傍ふたる石は、伏すべし、樹木も亦この心得あるべし

六、池の形は種々あるべし、唯餘に屈折せざるを可とす、形の屈折したるは概して趣を添ふるものなれども、屈折その度に過ぐれば、池全體の風致を傷ふ

七、瀧のかゝりと池尻とは、普通その方向を異にすれども、必ずしも拘泥せざるべし、瀧のかゝりは、奥深く、池尻は安らかなるを可とす

八、池殿、泉殿は古き建築式なれども、今は少し、池中の小島嶼には、大庭園は小亭を構え、然らざれば、雪見燈籠を安置するものあれども、餘に常套の形式なり

九、樹木、泉石、凡て古色を帯びたるは、雅致あれども、死水、一湫、水腐りて青みたるは、餘に非衛生的なり、されど、その一邊に、蘆葦、一むら、茂り、嫩荷、の二三、點、水に浮びたる、藻の花の、白く、咲ける、などは、風情、限りなし

十、庭園は凡て四時の眺眼に適する如く造るべきなれば、樹木の種類はこゝに意を用ふるを可とす、春は花を主とし、夏は清蔭に涼を入れ、秋は紅葉の美觀を賞て、冬は冬枯の寂びしさに、常緑木の粧點せるなど、皆よき配合なり、唯花は常住のものにあらざれば、樹木はその木振と葉色の配合を主とすべきものなり

十一、池尻の流れて小川となるあたりに、樹石を配置して平庭を造るはよきものなり、川は概して野川のさまなれば、平曠なる地にあるをよしとす、山中溪谷のさまなどは、到底庭園の裏には寫し難し

十二、樹木千章、山を包み、水を覆ふも、亦一種の庭相なり、されど餘に衛生的ならざるものは、避くべし、庭園は概して山野平曠の趣あるを上とす、幽僻閑寂のもの之に次ぐ、一木一石の勝は又その次也

(二) 平庭 平庭は凡て小規模の庭園なり、築山なく、泉水なく、唯景を樹石の排列に取る故に平庭の大半は所謂式の庭と稱すべきものなり、その例外ともいふべきものに左の二種の庭園あり

一、遠景を取入れし平庭あり、前面の樹木を低く刈り、その間より遠山の峯巒起伏のさまを取入る、西京成就院方丈の庭の如きは、築山泉水ありて平庭とは稱すべからざるも、主として遠景を取入るゝ點に於て之に近きものなり

二、松その他の雑木を一面に雑植え、其下には七草など亂雑に咲かせ、山野自然の様を寫せる庭園あり、これを明治式ともいふべし、これ近時の築庭に於てのみ見る現象なればなり、この種類の庭園は、正しくいへば庭園といふべからざる程なれども、樹石の排置などに心を勞したる痕跡なく、頗る自然的の庭園にて、一種の風趣あるものなり

式の庭の例は前に南禪寺及び金地院の庭園を紹介せり、この他にも築山と同じく、眞行草の種別ありて、木並び石配り皆それ〴〵の方則あり、頗る煩瑣のものなり、かゝる方式は一概に捨て難き節あれども、一々これに準式せんは今の建築法已に之を許さざるなり、故に今後の築庭は、凡て折衷的なるべし

(三) 茶庭 茶庭は之に反し、茶室の構造已に一種の建築法なれば、その庭園も同じく之に準據するを以て、建築との調和を保ちを得べきものとす、今左にその一斑を説明す

茶室の庭園を露地といふ、この語も佛語より出てしといふ、如何にや、露地は茶室に到る通路なり、故に露地の樹木、石等の配列は、普通の庭園の如く建築物より見るにあらずして、その通路に傍ひ、又は腰掛待合に傍ふて姿を造くるべきものなり、茶人よりすれば、露地は古歌の

檜の葉のみぢぬからにちり積る

奥山寺の道の佗しさ

又

桐の葉は踏分けがたくなりけり

必ず人を待となけれど

或は俳諧の

夕月夜海すこし見る木の間かな

の趣を取るべしといへり

露地には、一重露地、二重露地の二種あり、又兩露地、片露地の二様あり、一重露地は露地に隔なきものにて腰掛一つ、二重露地はその中間に柴垣、四ツ目垣又は塀の隔あり、これに枝折戸、中門等を設け、腰掛も内外各一づゝあり、又露地の道筋植込の兩側にあるを兩露地といひ、一側にのみあるを片露地といふ、以下樹木、石、燈籠、垣、門等に就て少しく分説すべし

樹木 一尾傳に、樹木は善き悪しき交植ゆべし、三つがなわ、四ツ目に並ぶは悪し、三ツ一ツといふ心得あるべしとあり、又織部は袖摺とて大木を植えたれども、なきもよし、片露地は並木にならぬ様植えべしとあり、其他同書のいふ所には

- 一 植込に夏木を植ゆること
- 一 竹は必ず植ゆること、柳、楓、櫻、栗、さいちち交せてよし
- 一 あもと、とくさ、其外は花ある草木を嫌ふ也
- 一 作り木は泉山、築山などの庭に可然、露地には宜しからず、三齋公は縦横の類木振見事なりとて植えられず、又花さく木は會の花に差合ふとて植えられずと

なり

怡溪三百條にいふ、露地に木の植込にて、遠き景へ續く様にするは、口傳ならては難

成事なれども、先は向の景に取合様に見合せ、高木を植それより段々低木を植れば景續く也、茶譜にいふ、利休は冬枯の木を嫌ふ、宗旦曰く、利休、冬枯を嫌事、不審也、冬枯は一段面白物也、云々、又曰く、見附の松と云々は、數寄屋潛り先の少し脇に、長高成松を、織部路地に植し、此松内腰掛より、真向て見ると云て、其頃世の人名を附す也、又袖摺松と云は、内腰掛と數寄屋の間道の、疊石除け中程に地より三尺計上に、瘤のある松を植し、行通ひに、其瘤袖にあると云て、之も其頃世に云觸たり、此松疊石より、一尺程脇に植し、云々、六宗匠傳記には、露地に植ゆべき樹木の種類を擧げていふ

庭木花ある木を嫌ふ、勿論草花の分嫌ふ、葉落易き物を嫌ふ、其外楓は格別也、口傳植て能き物、松、楓、梅、たも、もつこく、南天、杉、椎、檜、もち、ゆづり、葉、神、柀、らん、樹、いぶき、びやくしん、たらゆ、あて、槍、枇、杷、かなめ、横、犬、横、やとめ、蘇、鐵、株、柀、銀、杏、虎、の、尾、ほう、柏、真引、山うるし、夏はせ、とろさ、糸すゝき、をもと、熊、笹、石、菖、青、木、白、鳥、花、竹、の、類、也

大抵これ等にてそのあらましは知らるべし

石 石には飛石、石段、中潛内外の石、隣上りの石、前石、手燭石、水桶石、火燈し石、捨石等あり、これを左に列記す

怡溪三百條にいふ、石にわたりひずみ有、石段狭き有、廣き有、習あり、わたりひずみ

と云は、露地の曲りめ、別れの所、杯、石の据様に有之、別て此の所の石の取合、むつかしき物也、飛石和かに見ゆる様に、迎、左右へちどり掛に据る、夫にては、又千鳥掛に成、迎嫌ふ、其露地の地取に依り、直成、處曲りたる所、兎角、其道筋に隨ひ、中すみを見合、眞直に据る事、第一の習也、待石、控石、踏あます石、杯、其所の釣合、見合、次第不入所にも、石据る事も有之、石の大小、善悪形、恰好、色々、取交、石と石との間、廣狹一様に無之、和らかに見ゆる様、据る事、專要也、云々

又曰く、乗越の石、客の石、亭主の石、有、据様口傳あり、潜りの内外の石の事なり、外を客の石と云、其石よりのり越て内へ入る故、内の石を乗越の石と云、此石と二ッ共外の石より少し高めに据ふ、其次を亭主の石と云、内外の石の恰好、明らかめ同意無之様、其中内の方、潜りへ掛候好、是は其次の石に亭主立て、潜りの戸を明け、潜りの敷石に手を掛け、一禮する故也

又曰く、態と捨石を置事は嫌、自然と餘石杯有之時は、木蔭の先見て悪き所、又は雨漏り、杯流れ崩るゝ所、杯、左様の所に、能様に捨置事は不苦

飛石の距離は一問五歩の割なり、其据方に三ッ連れ、四ッ連れ、五ッ連れ等の名あり、凡て堅石を嫌ひ、又同形の石の中に異形の石を据えるを嫌ふ、水門の前石は、面廣く

平かに、さながら地より生えてたらん如くなるよしとす、この前石と手水鉢との間、左右に前石より高き石を据ふ、これを手燭石、水桶石といふ、左右同形及び同じ高さを嫌ふ

その他石の名稱に、額見の石、踏抜石、刀掛石、坪石、相手石、四ッ石、役石、飛石、影向の石等あり、今一々説かず

手水鉢 手水鉢石を中心としたる鉢前の景は、前石と水門の石との装置にあり、宋慶の南坊録には、手水鉢据様所不定也、總て水鉢珍らしく、見事成大石、杯無用也、水溜は小手桶の水、そろりと流るゝ程にと云々とあり、これにて解し得らるべし、其形には古來種々のものありて、不審庵の鼻の手水鉢、青蓮院の一文字、成就院の誰袖の手洗鉢など、其他名あるもの多し

燈籠 石、銅、鐵、木、燈籠等さまざまあり、其名稱も頗る多し、今其一二を左にかゝる

- |        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 春日奥之院形 | 利久形  | カマ家形   | 角燈形  |
| 織部形    | 風流形  | 鏡形     | 桃山形  |
| 塔俗に檜櫃  | 善道寺形 | 天然石奇燈籠 | 蓮花寺形 |
| 庚申形    | 太秦形  | 地藏形    | 金閣寺形 |
| 置燈籠    | 銀閣寺形 | 鰐口燈籠   | 太子形  |

日常生活衣食住

庭鉢	太佛形	長夏軒形	夏日形
露冠形	芝山形	雪見形	橋杭形
山高形	ツクバイ	木瓜形	縁使鉢
シコロ形	江戸切鉢	方佛鉢	鐵鉢形
舟形鉢	羅漢鉢	伽藍鉢	袈裟形鉢
玉手燈籠			

その他尙幾多あるべし

燈籠の位置は、三齋傳茶書に、石燈籠は道も見へ、腰掛座敷も見へ候所見合据べし、手水鉢向に道も見ゆる様に有も吉、必大木の下に置て吉、木なくば態と燈籠の後ろに植て吉、火口の前に前石、逆飛石を少し高く、景有石を据る事也とあり、茶湯湖月抄に曰く、燈籠は露地の趣に隨ひ、手水鉢の邊又は木蔭の暗き所に置くべし、石燈籠能し、木燈籠は利休好也、則利休燈籠と云、手水鉢の邊に釣て能し、又蜘蛛手に据ても能と云々、又六宗匠傳に曰く、石燈籠置所、内露地は順、外露地は逆に置く、順は勝手、逆は客附き植込の方云々、これにて大略は知らるゝならん

門と垣 門には萱門あり、木戸門あり、戸は京戸、山木戸、枝折戸、猿戸、角戸、片木戸、四ツ目、戸簀戸、鳴子戸の別あり、垣には利休垣、矢の竹垣、柴垣、木舞垣、宗左垣、連枝垣、枝折

垣、建仁寺垣、連枝垣、眞脊垣、立合垣、重垣、打合せ垣、鶯垣、大津垣、大裏垣、四ツ目垣等あり

#### 第四章 日本の家屋制

##### 第一節 日本家屋制の沿革

##### 第一項 日本古代の家屋制

上代の事は生活の状態今より明むべきやうなく、衣食住百般のこと、古史に散見するものの外、考證の便更になし、神明造は今も猶昔のさまならんと思はるれど、これさへ二千年の時月を経たる後なれば、幾何の變化あらんも知れず、出雲の大社の如きは、その高さ八丈といふも、玉勝間には上古は三十二丈ありぬと書けり、凡てかゝる様なれば、その詳細は知るべき様なけれど、古書を詮索して並せて先輩の説など参照し、左にその大略を掲げん

古書に見ゆるは、皇居と神社の建築法なり、古事記に大國主の語を記して、底津石根に宮柱太としくしり、高天原に氷木高しりて云々とあり、これ皇居の建築制にして又大社の建築制なるべし、出雲風土記には又、天日隅宮の縦横御量千尋、撈繩もちて百緒むすび、八十緒むすび下げて、この天ノ御量もちて、造らし、天ノ下大神の宮造り奉りし云々と出てたり、又古事記に、天之御柱を見立て八尋殿を見立つとあれば、こ

れ等によりて當時の建築制は、地層の堅固なる磐石の上に、中央に大柱を建て、更に四方に柱を立て廻はし、屋根は栲繩たかじゆにて結び、その上に氷木を建てたるにて、柱の黒木なりしはいふまでもなし、大嘗宮造宮式に正殿一字、構以黒木、葺以青草、以檜竿爲天井とあり、又元正天皇の御歌に

萩すゝき尾花さかふき黒木もて

造れる宿は萬代までも

とあれば皇居の莊殿も尙黒木を以て造りし粗末のものなりしならん、されども建築は堅固を尙びしものと見え、大殿祭祝詞には、堀堅めたる柱、桁梁、戸牖の錯さくひ動き鳴ることなく、引結べる葛目つづめの緩び取替ける草のつゝきなく御床みゆかつひのさやぎよめのいすすき、いづつしきことなくなどあり、以上は但し皇居及びこれとひとしき大社の遺制也、普通の臣民は、これよりも遙に簡易なる住居をなせるなるべく、更に上代にありては、その一半は土窟に棲みしものと思はる、その後制度のやゝ備はりし時にも、痛く簡素を主とせしなるべく、古事記雄略天皇の條に、天皇河内に幸して志幾の大縣主の家の棟に、堅魚をあげしを見給へ、奴乎なつと已家似天皇之御舍而造りしとて、太く憤り給ひ、人をして其家を焼しめ給ふとあり、これによるも氷木を立て堅

魚を上るは、ひとり天皇皇族の栖み給ふ家にのみ限ると見えたり

氷木造、又千木造といふ、上代にては極めて莊嚴なる建築なりしなるべし、延暦儀式帳に太神宮造營のことを述べて、上搏風肆枚長二丈八尺弘とあり、又堅魚木十枚、各長七尺徑一と見えたり、この建築法は何れより出てたるにや知るを得ざれど、大和民族の母國の風なりといふを當れりとせん、その後隨唐の風吾邦に輸入し、建築又その風に倣ふまでは、日本の建築制は多少の進歩をなせしと想像する外、何等の重大なる變化はなかりしことならん

千木、氷木といふは本の名なるべし、東雅に曰く、舊事紀には搏風搏木氷椽等の字を用ひらる、その搏風の字用ひられし事、搏風の字は、もと儀禮士冠禮の疏に出てしに、一つに搏風ともしるせしが故なるべし、古事記には氷木氷椽等の字を用ゆ、これは千木といふは氷木の轉語なるなり、古語拾遺延喜式祝詞また元々集等に見えし所は皆千木の字を用ひ、また比疑知疑などしるせしものもあるなりと、又堅魚は葛緒なるべし、といへり、其他古史に見ゆる建築上の名稱は、宮殿正殿みやとのま殿内みやこのうち、大嘗等猶數多あり、詳しきことは今辨するに由なし



## 第二項 中古の家屋制

上代固有の建築に、外國の建築風を取まぜしは、古くは神功皇后以後の事なるべし、皇后の征韓以來、彼方より工人數多來り仕へて、津ノ國猪名に住し、これを猪名部の工人と稱せしこと、國史に見ゆ、雄略の朝に、猪名部ノ眞根といふもの、天皇の怒に觸れて、讎せられんとしけるとき、同伴の工人眞根を惜みて

あたらしき猪名部の工かけし墨繩

しが無けば誰かかけんよあたら墨繩

と歌よみ、赦されし事實あり、この頃には、工作にも名譽の者ありしならん、雄略紀に始起樓閣とあるも、これ等の工匠の手になりしものなるべし、その法はこれを韓國に得たりとせんは、事實に合へる説ならん、されども當時の建築は、黒木の柱、草屋根なりしこと、昔のまゝたりしなるべく、板葺は始めて皇極の紀に見ゆ、同紀に飛鳥の板葺の新室に遷り給へしといふことあり、後聖武天皇の神龜元年十一月に至り、太政官の奏請により、五位以上、及び庶人にして營辨の力あるものに、瓦を以て屋を葺

き、丹壁を以て塗ることを命じ給ふ、これ太化改新後次第に唐制に式とりし結果といふべし

これよりさき、佛寺は、推古の朝に於て已に六朝式を採りしといへり、次て天平時代は、李唐の文物盛に輸入したるを以て、佛寺より宮殿民舎に至るまで、凡て唐風に模倣したる如し、建築上これ等の關係を示さんば、甚だ困難にして、専門の學者間に於てさへ、未だ一定動すべからざる確説ありといふにもあらねば、左にはその概略のみを説明すべし

推古の建築制度は六朝の後、魏よりし、後魏はこれを干闥よりし、干闥は大月氏にその法を得たり、大月氏即ちケンダラ式はその源を印度の佛教式と薩珊とに發し、印度の佛教式は更にバビロン、アッシリアより、波斯に傳へ、印度に傳へしものなり、又薩珊は大夏、安息、條支より來たり、これ等のものはこれを希臘美術に得、希臘は更に埃及、猶太、リキア、フリジア、ピット、バビロン諸邦の精華を蒐集大成したるなり、次に吾が天平式藤原式は源を李唐の文物制度に發せしこといふまでもなく、唐の美術はこれを後魏に得、印度に得、干闥に得、薩珊に得、西藏に得たるものなり、後魏、印度の佛教式美術及び干闥、薩珊の系統は前にのべたり、剩す所の西藏様式は、印度固

有の形式と波斯式を混ぜる印度佛教式と及び印度佛教式より出て、ネパールの式となりしものとを混じ、これに李唐の形式を合したるものなり。天平式はこの李唐の形式を傳繼して新様式となし、藤原式は又これを承けて更に日本的に發展せるものとす。

奈良に於ける日本皇居の建築は、今知るを得ざれども、平安朝最初の大内裏は、これを傳へて多少の變更を加へしものと見て可なるべし。今其建築法を見るに、純然たる唐代の建築法なり。太極殿は九間四面の大建築にして、碧瓦を以て之を葺き、又これを鴛鴦瓦とも稱せり。紫宸殿、清凉殿は板張にして庇あり、檜皮にて葺く。

大内裏が唐代の風に模倣してより、日本の家屋制は一般に唐風となり、寢殿造の建築式こゝにはじめて生ず。寢殿造といふは檜皮葺にて四方葺卸なり、故に四阿造ともいふ。正殿は大抵南面にして七間四面なり、一丈を一間として柱を建つ、その中間四面を本屋又は母屋といひ、その外一間通は廂なり、又その外に簀子あり、簀子に高欄あり、母屋には簾をかけ、庇に格子ありて、その四隅に妻戸を立つ、正殿の東西若くは北に對屋たいのやを設け、廊を渡して往來に便にす。廊には渡廊、廻廊、橋廊の名あり、又正殿の前には池を穿ち、中島を築き、これに橋をかく、東西の對屋よりこの池に臨むあ

たりまで廊を渡し、その端に一室を構へてこれを釣殿、又は泉殿といふ、但し母屋及び對屋は凡て一棟造にて、今の葺合といふ様なることなし。

室内には几帳、疊などありしなるべし、疊は古きものにて、記の彦火出見尊の海神宮に到り給へし條に、美智皮の疊八重を敷き、亦繩疊八重をその上に敷き、其上にませまつりて云々とあり、橘比賣命の海に沈み給ふ條にも、菅疊八重、皮疊八重、繩疊八重を以て、波の上に敷きてその上に下座くだまとあり、疊の制の古きこと知らる、その他の調度は一々分明せず。

寢殿造の制は前にいふ如く、もと一棟造にして四面葺卸の建築なりしも、花山院の代より葺合といふこと起れり、そは、大鏡に

寢殿對屋わたどのなんどは作り合ひ、檜皮ふき合はするも、この院のし、いださせたまふ

とあるにて知るべし、これより後四阿造も破風造となりて、やがて近代の風とかわれり、更にいへば、太古純然たる日本民族固有の建築法は、韓國風となり、六朝風となり、又唐風となりて、後には種々日本的趣味を加味し、藤原時代には、全く一種の日本的建築風を形成せしなり、今の宮殿造といふは、この典型を多少増損したる所ある

## 第三項 近古の家屋制

藤原時代の建築法、即ち寢造殿の家屋制は、鎌倉幕府の世に推移りて大に變化したり、最も鎌倉時代と雖も、堂上縉紳の家は依然として寢殿造なりしと覺ゆるも、この時代に一階級を造り、天下の實權を掌握したりし所謂武士なるものは、華奢を屏け質素の風を尙びしより、痛く一代の嗜好を變し、且つ武士の邸宅なるものは、或場合に於て一個の城砦たる必要上、無益の粧飾を去りて要害堅固を主とし、門の上に櫓を設け、遠侍所を置き、築地を高ふし、壕を深ふし、凡て質實と堅牢を重んずる風となれり、且つ宋元の禪學と美術を傳へたるにより、一層王朝時代の綺羅びやかなる風尙を一掃し、豪宕清楚の新趣味之に代はり、建築の如きも足利の末世に起りたる書院式の端を開けり

足利氏の初は、鎌倉の遺風を受けて凡て質素の風なりしも、地は王城に咫尺せしと

且つ天下統一をしたる覇府の情氣に乘し、奢侈の風次第に生じ、遂に義滿の花御所となり、金閣寺となり、次て義政に到つて之に法つて有名なる銀閣寺を造れり、されども一面には鎌倉時代に輸入したる宋元の禪學美術が、こゝに國民的新好尙を造り、義政が風派好事と相一致して、東山時代なる一時期を本邦美術史上に劃するに至り、建築方面にも書院造、玄關造の一形式を生じ、併せて茶室造りの一建築法をも翫建するに至れり

この時代の好尙は、宋元の畫風、書院造の建築、茶、築庭の流行等の上に現はれ、凡ての上に粗豪跌宕にして然も間寂瀟洒たる、新なる一様式を生ぜり、これ靡漫せる當時の人心と相應ぜざる如しと雖も、鎌倉時代以後、數百年來、酸、醇、蕙、釀、したりし、武士的氣風は、こゝに元龜、元正の戰國時代に接する、その以前に於て、その強く、潔き、觀念、風尙を形式的に發生せしものならん、更に他の一面よりせば、茶畫、庭園、謠曲等の新流行は、世事を厭離せる人心の趣向をも認め得べし、義政の政事に倦みしといふも、昇平無事に飽き果てしにあらざして、將に來らんとする政治上の大破裂大禍亂に對して、自家更に接應の手段なきに根源せり、彼の政治的遁世は、已むを得ざればなり、一身の苟安を偷むには、その他に方法なかりしを以てなり、故にこの時代の好尙及

ひ美術は強味ある裡にも猶一種厭世的色彩を帯べり王朝時代の文學を女性的厭世とせば東山時代の美術は正しく男性的厭世なり謠曲これを證し茶これを證し繪畫これを證し建築又更に之を證せり

東山時代の建築は次で桃山時代に移り霎時にして徳川時代に入れり徳川時代に至りてこゝに近世建築の典型を完全ならしめたりといふべし然れども徳川時代の建築は藤原時代の後に鎌倉時代ありし如く東山時代の風尚を一層武士的となせしといふの外大なる特色ありとも見えずその繪畫を建築に應用せし一進歩も又東山時代にその源を發せしものなり

#### 第四項 近代の家屋制

近代の家屋制即ち徳川時代の建築上の特色ともいふべきは左の數點なるべし

- 一、建築法が凡て書院造、玄關造となりしこと
- 二、彫刻の効用廢れて繪畫は盛んに建築の補助美術たりしこと

三、屋根は凡て葺合となりし結果廻廊の制廢れしこと

四、板張が凡て疊となりしこと

五、土藏造といふもの出てしこと

六、勤番諸士の爲に長屋造といふもの出てしこと

七、もと室の一隅を圍ひし茶臺が獨立したる茶室となりしこと

八、築庭の風盛となりしこと

九、大建築の床の低くなりしこと

十、建築が凡て實用を主とするに至りしこと

徳川時代の家屋制を代表したる江戸本城建築の一端をいはゞ塀重門を入りて玄關あり、遠侍あり、殿上ノ間あり、使者ノ間あり、中門廊を入りて大廣間あり、大廣間は上中下三段に分たれ、猶次ノ間、三ノ間、四ノ間などあり、又門の右に御駕臺あり、門前に舞臺あり、大廣間より西には白書院、黒書院あり、又對面所客座、敷表座敷、小座敷、入來ノ間、參上の間、帝鑑ノ間、連歌ノ間、柳間、蘇鐵ノ間、茶間、雁間、芙蓉間、竹ノ間、山吹ノ間、羽目間等あり、塀重門は諸大名以下の出入する所にて、將軍家は中廊門より出入せられたり、又大名の本城高二十萬石位の例を擧ぐれば、表高二十萬五千八百石を領